

## 論 説

## 権力と周辺化への対抗としてのデモクラシー ——丸山眞男の政治学を手掛かりに——<sup>1</sup>

公 文 良 彦

## はじめに

経済学者・暉峻淑子は、戦前の子ども時代を回想しながら、「口答えをするな」とよく言われたと語っている。理屈に合わない命令の理由を聞こうとすると、上記のような返答をされ、場合によっては体罰まであったそうだ。このような対話が開かれていない一方的命令を伝えられる状態は、支配者にとってこの上なく都合がいい社会だと暉峻は言う。そして、民主主義が当たり前のように語られる現代も「空気を読む」とか「上司の気持ちを忖度する」など、対話が開かれていない非民主主義的な意志決定がまかり通っていることを指摘している（暉峻2017, pp.129-130）。

筆者は、政治現象を権力の集約（集権化もしくは専制化）とその反動としての権力の分散（分権化もしくは民主化）との不断の運動過程<sup>2</sup>という両側面を持ってしていると捉える。そのような視点から現代社会を照射すると、統治者と被统治者<sup>3</sup>、企業内権力と労働者という関係の中で、その強化された統治者側の権力

---

高知論叢（社会科学）第120号 2021年3月

<sup>1</sup> 本論文は、高知大学大学院総合人間自然科学研究科人文社会科学専攻において、筆者が2019年1月31日に提出した修士論文の一部を改訂したものである。

<sup>2</sup> 丸山は民主主義について、ルソーの「多数が支配し少数が支配されるのは不自然である」という言葉を引用し、「人民の支配」という逆説を内包し、いかなる制度にも完全に吸収されず、逆にこれを制御する運動として説明する（丸山2006, p.574）。

<sup>3</sup> 本論文では、必ずしも適切な用語ではないが、代議士やキャリア官僚、有力な圧力団体など政治的決定に関与しうる資源を多く持つ人びとを「統治者」と呼び、そうした資源を持たずに政治的決定から排除された人びとを「被统治者」と仮に呼ぶことにしたい。

の集約が進んでおり、被治者側が意思決定の外へと完全に追いやられる周辺化現象が問題として浮かび上がってくる。本論文の大きなテーマは、こうした現代日本の政治経済体制下における被治者の周辺化現象を対象に、丸山政治学を中心とした民主主義論から対抗手段を検討していくことにある。

ここで、テーマ設定の背景と筆者の問題意識を紹介しておこう。昨今の日本の国政においては、2013年12月の特定秘密保護法成立、2014年7月の集团的自衛権容認の閣議決定、2015年9月の安全保障法制の成立といった国論を二分するような政策決定が次々と行われた。その際に、マスコミをはじめ多くの意見として挙がっていたのが、いわば「安倍一強体制」と呼ばれるような、国会内の「数の力」で押し切る安倍政権<sup>4</sup>および自民・公明両与党への批判である（高知新聞、2017.8.15朝刊）。国民の世論に関しては、国民の78%が政府の安全保障法制に関する説明を不十分と認識しているとの調査結果もあり（日本経済新聞、2015.9.21朝刊）、こうした政治権力の集権化の有様は明白であろう。また、集権化の進行は政治の現場だけに留まらない。経済界では、東芝が1,500億円を越す利益操作のため不適切会計を行う事件が明るみに出た。この不適切会計は、田中久雄社長など歴代三社長が現場に圧力をかけて、経営判断として行われた組織的犯罪であった（日本経済新聞、2015.7.21朝刊）。労働問題に注目すると、2015年12月に電通の新入社員が過労自殺に追い込まれるという悲劇も起きた。この事件では、その後の調査において、違法残業が会社を挙げて行われていたことが判明しており（日本経済新聞、2017.4.25朝刊）、ここでも権力の集中がもたらす労使の非対称性の強化という弊害が窺える。

このような権力の非対称性と周辺化が進む中、そうした動きに歯止めをかける手段が益々求められている。本論文では、被治者の人びとが直面する周辺化現象を逆転させる方法として、民主主義が依然として有効であることに着目する。この点について、政治学者・木下ちがやは、次のような指摘を行っている。

---

企業内権力関係においては前者が経営者や管理職を指し、後者が労働者を指す。

<sup>4</sup> 安倍政権は、自民党総裁・安倍晋三首相のもと、第一次安倍内閣（2006.9.26～2007.9.26）、第二次安倍内閣（2012.12.26～2014.12.24）、第三次安倍内閣（2014.12.24～2017.11.1）、第四次安倍内閣（2017.11.1～2020.9.16）と組閣された。首相官邸ホームページ（<https://www.kantei.go.jp/jp/rekidainaikaku/index.html>, 2021年1月18日参照）。

既存の組織集団（企業、労働組合、農協、商工会）による政治的活動が低迷し、脱政治化しつつある中、周辺化した人びとの受け皿としてのネオ・リベラリズムやポピュリズム、権威主義を掲げた政治勢力が台頭している。しかし、3・11の東日本大震災・原発事故や安保法制反対を機に、周辺化状況への自己決定を求める民主化運動や抗議運動も起こっている。したがって、今一度、運動に参加している市民の行動を民主主義の実践として捉え直し、権力の非対称性を集団の力で変えていく必要があると言う（木下2014, pp.139-141）。

実は、こうした形での民主主義的实践をかつて主張していたのが、丸山眞男である。丸山は、被治者が日常生活の中でほんの一部でも政治行動をすることがデモクラシーにとって重要であると論じていた（丸山 [1960] 1996, pp.314-315）。そこで、本論文の分析視角として、丸山政治学を再評価し、丸山政治学の持つ特質である被治者側からの民主化の可能性を設定する。

本論に入る前に、全体の構成を示しておこう。まず第1章では、統治者側の権力強化によって意思決定から外され、周辺へと追いやられている被治者の人びとの存在を権力論的アプローチ<sup>5</sup>から浮かび上がらせていく。現代の日本においては、戦後の企業中心社会・企業主義統合に1990年代の新自由主義的改革が加わることで、労働者の周辺化を招き、社会の不安定化と前述のポピュリズム・権威主義の台頭が大きな問題となっている。そして、こうした周辺化と政治現象を批判的に捉えるとともに、対抗手段を講じるためには丸山眞男の政治学の知見が有効であることを主張する。

第2章では、丸山政治学を起点に、他の論者も含めた民主主義論を参照する。具体的には、千葉眞らのラディカル・デモクラシーの概念を用いて、民主主義を担う主体に焦点を当てる。あわせて、ロバート・D・パットナムのソーシャル・キャピタル論や坂本治也のシビック・パワー論の知見から、開かれた「活動する市民」という存在を浮かび上がらせる。

---

<sup>5</sup> 本論文の権力論的アプローチとは、政治学における権力概念を用い、政治的関係の妥当性や是非について考察することを指す。

## 第1章 現代社会における政治権力と周辺化

本章では、政治学の対象となる「権力」概念を用いて、近年において急速に進む権力関係の集権化とそれに伴う周辺化状況を明らかにする。そこから、現代の新自由主義的政治経済体制による民主主義的政治領域の浸食の実態を説明していく。

第1節では、権力論的アプローチの限界性を意識しつつも、そのアプローチが全く捨て去られるほどには有効性を失っていないことを、アメリカの政治学者デヴィッド・イーストンやロバート・A・ダール、フランスの哲学者のミシェル・フーコーらの議論を素材に考察する。その際、現代の資本主義体制下では、国家や政府といった本来の政治的アリーナ<sup>6</sup>よりも、企業などの社会集団によって政治的な利害調整が行われる<sup>7</sup>という、「政治的アリーナの周辺化」(大嶽2005, pp.9-10)が常態化している点に注目する。そして、フーコーの指摘する「権力の生産的作用」によって、労働者が企業にとって都合の良い存在へと作り変えられていることも明らかにする。第2節では、欧米においては、政治的アリーナの周辺化という現象が常態化する中、グローバル社会における企業や市場共同体が政治的アリーナとして大きな力を持ちつつあることを先行研究から示す。日本においても、第二次大戦後の企業中心社会や企業主義統合を経て、1990年代からの新自由主義的改革によって、企業と労働者との関係において企業内権力が強まっていることを確認する。第3節は、「政治的アリーナの周辺化」と企業内権力の強化が民主主義的政治領域を浸食していること、その

---

<sup>6</sup> ブルーリズム・多元主義理論の中で使われる政治的アリーナとは、アメリカの政治学者であるシーダ・スコッチポルによって説明されている。彼女の著書『政治を呼び戻せ』によれば、「『政府』は、そこで経済的な利益団体や理念的な社会運動が政策に影響を及ぼすために競い合ったり連携したりする、競技場であると考えられてきた。」とある(久米他2011, p.341)。すなわち、資本主義社会における政治的アリーナとは、価値配分をめぐる意思決定や利害調整が行われる場と捉えることができるだろう。

<sup>7</sup> 本論文では「ブルーリズム」を社会集団の台頭という文脈で用いており、その結果、多元的次元で支配体制が民主化されたとまでは主張しない。むしろ本論文の目的からすれば、個々の集団内部における非民主的統治が与える支配体制全体への悪影響を懸念することになる。

現象を分析する手段として主流派政治学が有する問題点を挙げ、丸山政治学の有効性を指摘する。

## 第1節 権力論的アプローチの限界と可能性

政治研究において、権力は重要な概念であるが、それを語ることの難しさは指摘されて久しい。例えば、古典古代や中世の権力と、その後の主権国家を中心とする近代における権力論の断絶がある（古賀2004, p.150）。そして、現代権力論においては、支配者と被支配者という二項対立的なゼロサムゲームでの論じ方の限界が指摘される（古賀2004, p.162）。二項対立的な権力概念は、ステューヴン・ルークスの主張する「三次元的権力観」やフォーコーの言う「権力関係の網の目」によって希薄化され、主権国家を軸とした権力論からも離脱していった（古賀2004, pp.163-164）。

主権国家を軸とした権力論から離脱した権力概念は、国家や地方政府以外の社会集団にも権力関係を見ていくというプルーラリズムの検討に繋がっていく。イーストンは、「政治とは社会における価値の権威的配分である」（イーストン1976, pp.135-136）と定義した。ここで言う価値とは、物質的なものや精神的なものも含む。人間の社会には全員を十分に満たすだけの価値はなく、人びとは価値をより多く得られるように動こうとする。しかし、社会には自分と同じ欲求を持つ者が複数おり、価値を自分より権威のある者から配分されることになる。そして、イーストンは権威的配分、つまり利害調整を行うのが政治であると言う。では政治の場において配分をリードする者は、一体何に基づいて配分を行うのか。その強制力・支配力が、権力である。ダールは「Aが権力を持っているというのは、そうでなければBが好んでやらないようなことをやるように仕向ける範囲においてだ」と定義する（Dahl 1957, pp.202-203）<sup>8</sup>。ダールの権力観は、イーストンの言う価値の権威的配分という現象のみを念頭に置いてはいない。しかし、本論文では企業などの社会集団の台頭に注目するため、

<sup>8</sup> この場合のAとBに関して、主体は個人に限定されず、集団でもかまわないとされる（杉田1998, p.63）。

少々乱暴ではあるが、二人の議論をつなぎ合わせて考察してみる。そうすると、個人が配分を受ける対象であること、そして各自の価値の配分量や内容に関して同意ができなくても従わざるを得ない強制力が存在すると解釈できるだろう。しかも、各自は配分される立場に甘んじなければならぬとも理解できるのではないだろうか。

しかし、現実には目を向ければ、支配関係はそれほど単純ではない。様々な社会関係から生じる人間同士のせめぎ合いは、時にはAをBより優位に置くかもしれないが、その逆もありうる。もしかしたらCの前では両者とも下位に陥るかもしれない。そして上記の権力関係は、フーコーの言う「権力関係の網の目」のように（古賀2004, p.164）、社会全体のそれぞれの場所、男と女の間、家族の中、教師と生徒の間、知る者と知らざる者との間、それぞれの関係性を貫いており、大いなる支配権力が諸個人の上に純粹に投射されているものではない（杉田1998, p.61）。

この点について、日本におけるプルーラリズム・多元主義論者の一人である、政治学者の大嶽秀夫は、上記のダールの議論を援用しつつ、資本主義社会における価値配分の政治的アリーナが周辺化していることを指摘し、それら社会集団への政治的理解が日本においては後進的であったと述べている（大嶽2005, pp.9-10）<sup>9</sup>。いずれにせよ、プルーラリズムは、権力関係についての認識を国政や地方政治など国家ないしは地方政府が所管する政治領域から、広く社会全体のあらゆる集団<sup>10</sup>において存在するものへと開放する。認識の開放は、価値の配分という役割も国家の独占から開放し、それぞれの社会集団同士および集団内において権力関係をめぐる当事者たちの不断の争いを政治現象として理解する機会も与えることになる。

---

<sup>9</sup> 本論文で引用しているこの大嶽の指摘は、渡部（2010, pp.189-190）による示唆を参照しつつ、大嶽自身の論文から直接引用している。なお、渡部純はこの大嶽の指摘をもって、政治的アリーナに表出されにくい社会集団の問題を、政治学が学問上再検討する必要性を説いている。

<sup>10</sup> 本論文では、政府などの政治的アリーナ以外で、価値の配分を伴う集団を社会集団と仮定する。具体的には企業・学校・病院・同業組合・労働組合・宗教団体・家族などを指す。

例えば、上記の権力関係を、本論文冒頭で述べた電通の違法残業問題に当てはめてみよう。厚労省の査察と検察による起訴という国家組織の介入は、電通という個別の企業組織と労働者の紛争を調停し、電通を含む企業組織へ遵法意識を高めるための強制力が働いたものと理解できる。さらに、この電通という企業内においても、違法残業という業務命令は企業内の権力（経営者、管理職など）によって、被治者である労働者に対して発動されている。企業は命令を強制するために国家のように物理的強制手段、すなわち暴力を合法的に用いることはできないが、価値の剥奪（解雇・降格・減給）、価値の消極的付与（人事考課における低い査定、昇給における低い査定、昇進・昇格への悪影響、人事異動など）といった労働者への心理的圧力を使って服従させることが可能になる。言い換えれば、企業は労働者の欲望や脆弱性に訴えて、権力のもとに従順な意識を植え付け、コントロールしていくことができるのだ。この権力における生産的作用については、フーコーが以下のように論じており、その概要を示す。

[近代以前の生殺与奪を背景にした権力は] 今や生命に対して積極的に働きかける権力、生命を経営・管理し、増大させ、増殖させ、生命に対して厳密な管理統制と全体的な調整とを及ぼそうと企てる権力の補完物となるのである。(中略) 住民全体が、彼らの生存の必要の名において殺し合うように訓練されるのだ(フーコー1986, p.173, 括弧内引用者)。

近代以前の権力とフーコーの「権力の生産的作用」の関係性について、政治学者・川出良枝は以下のように解説する。

フーコーによれば、近代以降、権力相互のゲームのあり方が変化した。すなわち、かつてのように権力が一方（支配者）が他方（被支配者）の行為を押さえ込んだり禁じたりするという抑圧的作用を持つよりも、むしろ逆に、さまざまな力を生み出し、それを増大させ、整え

るという生産的作用を持つにいたったというのである（久米他2011, p.109）。

こうした現代の権力の側面について、政治学者の杉田敦も、かつての権力が「これこれをするな」というネガティブな権力とするならば、フーコーの言う現代の権力は「これこれになれ」と強要するポジティブな権力だと解説している（杉田1998, p.56）。このポジティブな権力は、個々の主体（個人や集団）の意識を超越しており、生命を経営・管理し、増大・増殖させる「戦略」である（杉田1998, pp.57-58）。

以上のように、日本の政治経済体制の問題点を見るために、資本主義社会の現実としての「政治的アリーナの周辺化」や、被治者を改造していく「権力の生産的作用」という分析視角を用いた。権力概念によるアプローチへの限界はありながらも、同アプローチを狭義の政治領域から社会集団内における権力関係という広義の政治領域へ拡張していく形で、政治学の立場から改めて問う必要があるのではないだろうか。次節では、資本主義社会において大きな影響力を持つ社会集団の一つである企業組織にスポットライトをあて、企業内における経営者と労働者との権力関係を考察していく。

## 第2節 企業内部で周辺化される労働者

前節での「政治的アリーナの周辺化」という資本主義社会の現実、そして「権力の綱の目」という社会にちりばめられた権力関係と、被治者を改造していく「権力の生産的作用」を考えると、新自由主義を基調とする現代の政治経済体制において、それらはどのような具体的現象として現れているのであろうか。本節では、この問題について、日本の企業に即して見ていくが、まずは前提として、グローバル社会における動向を参照しておこう。ごく限られた内容ではあるが、三人の論者の知見を参照する。

ニュージーランド出身の歴史家であるJ・G・A・ポーコックによれば、現代のヨーロッパでは、EUを代表とする市場共同体が形成されており、これら

は国家が担ってきた主権を再配分するような政治共同体ではなく、経済的な力の動きを制限する権力を国家から譲渡させる取り決めで成立していると言う。それは行政的ないしは企業的な制度であり、全能の市場にどんな主権も干渉できないような仕組みになっていると指摘している（ポーコック2013, pp.363-364）<sup>11</sup>。そして市場共同体によって周辺化されたその他の共同体は、購買力をわずかしか持たないか全く持たない余剰労働力の単なる集積場になると言う（ポーコック2013, p.367）。

アメリカの政治学者のウェンディ・ブラウンも、新自由主義の政治経済体制に警鐘を鳴らしている。この体制においては、人間も国家も現代の企業をモデルにして解釈され、企業モデルは現在と未来において資本的価値を最大化することを目的として、自己投資および投資の誘致を実施しようとする。いかなる体制も新自由主義モデル以外の道を選べば、信用格付けを失い、財政危機を招き、正統性を失い破綻する。個人においては、威信や信用の喪失、貧困によって生存まで脅かされると言う（ブラウン2017, pp.15-16）。そして、現代において政治の諸制度は、金融資本と企業資本によって浸食されるという最悪の状態を招いており、両者による浸食は民主主義の消滅をも意味すると言う（ブラウン2017, p.9）。

フーコーの「権力の生産的作用」については、イギリスのマルクス主義経済地理学者であるデヴィッド・ハーヴェイが、資本と労働者の間の階級権力の観点から述べている。資本主義下での工場労働に関するマルクスの見解は、労働規律を創出し維持する役割を持つという点において、フーコーのパノプティコンに関する研究を触発し、フーコーが統治性を語る際に、労働者が時間的規律を内面化し、ほとんど意識しなくなっているという指摘への契機を与えている（ハーヴェイ2011, pp.226-228）。ハーヴェイは、マルクスとフーコーの議論の一致点から、労働者が企業の生産的作用（時間的規律など）を内面化し、企業

---

<sup>11</sup> ポーコック（2013）は、「新しいブリテン史」を中心主題としており、自己中心の歴史と他者との遭遇をめぐる他者中心の歴史双方の必要性を叙述したものである。引用したグローバル化した政治経済体制への叙述は、ポーコック（2013）では副次的な主張である（ポーコック2013, pp.413-414）。

内権力に対し、従順に従うように改造されるという現象を指摘している。

こうしたグローバル社会の動向と軌を一にして、日本の政治経済体制においても、本章第1節における大嶽の指摘のように、「政治的アリーナの周辺化」が常態化している（大嶽2005, pp.9-10）。また、それと同時に、日本的特質として企業中心社会での権力の非対称性の問題が挙げられる。以下、企業の日本社会における位置付けや企業と労働者との関係を分析した研究を参照しつつ、日本の企業内権力を見ていく。

長時間労働や雇用問題を取り扱ってきた経済学者・森岡孝二は、現代の日本を「企業中心社会」と呼んでおり、企業の価値規範が企業の枠を超えて、人びとの家族生活や地域生活などの生活領域や社会生活全般を律するようになったとしている（森岡2013, p.35）。企業中心社会は、第二次大戦の戦後復興期における経済成長優先の原則によって成立したとされている。そして、経済成長優先の考えは、長時間労働に耐え、経済成長を達成することが労働者の賃上げと生活向上を約束するという点において、彼らの生活意識に根差していた（森岡2013, pp.38-39）。しかし、企業中心社会の成立は、労働組合の弱体化を進めることになる。1970年代後半には、多くの労働組合がストライキ権を行使できなくなる程までに、経営機構による強固な職場支配が確立されたと言う（森岡2013, p.51）。ストライキ権の重要性について、森岡は次のように指摘する。

労働組合があっても、ストライキ権が与えられていない場合や、ストライキ権が与えられていても実際に行使されない場合は、労働者は経営者に対して対抗する決定的な手段を欠き、資本の労働に対する支配はほとんど専制的なまでに強まる（森岡2013, p.48）。

労働者の企業内権力への対抗手段である団体行動権は憲法で保障されてはいるものの、1970年代後半のストライキ数激減により、結果的には空文化していく。

森岡と同様に、日本の企業内権力の優越性を指摘しているのが、社会学者・後藤道夫である。後藤は自身の提示している日本型大衆社会統合論の分析の中で、「企業主義統合」という現象を指摘している。企業主義統合とは、日本型

雇用（終身雇用，年功序列型賃金）を基盤とする社会秩序方式が，日本型大衆社会統合の中心をなすというものだ（後藤2001, pp.6-7）。

後藤も森岡と同じく，「企業主義統合」の反面として労働組合の弱さを指摘している。日本における開発独裁型国家による抑圧政策は，戦前と戦後の長い間，資本と政治権力から独立した労働運動の確立を阻んだ。都市労働者の離陸<sup>12</sup>は，日本においては大企業の中の熟練過程において実現され，西欧では労働組合の市場規制力に依存する。企業を超えた労働組合のような存在が日本では興隆しなかった（後藤2001, pp.29-30），そのことが企業内権力の専制を助長したとも言える。

都市労働者が企業という民主主義抜きの経済専制の組織に依存して，「離陸」しはじめることを余儀なくされたのにくらべると，戦間期の農民の組織形態は，政治的発言力を確保し，政治的に陶冶される機会を保障する点で相対的にまさっていた（後藤2001, p.31）。

1970年代の労働組合の敗北を決定付ける要因として，産業別労働組合の弱体化を後藤は挙げている。産業別労働組合の強化を訴える「産別会議」の運動員数は，1946年は163万人あったものが，1951年には4万人に激減した。1949年の東芝争議から1960年の三井三池争議で，労働者の労働組合からの離反や組合の分裂が相次いだ。この後，本格的争議はなくなり，企業における資本のヘゲモニーが確立する。そして労働者側の敗北は1960年代の「企業主義統合」の形成にとって重要な歴史的環境となった（後藤2001, pp.34-35）。

では，「企業主義統合」の内部における労働者の意識はどうだったのか。後藤は，労働者についても森岡の指摘と似たような意識，つまり，労働への従事は生活向上を保障するという意識があったとする。労働者は，自分の所属する企業の業績向上につとめることによって企業全体の「パイ」を大きくし，企業

---

<sup>12</sup> ここでの離陸とは，労働者としての生き方が一人前の人間としての生き方と同義であり，労働者本人も，その生き方を自信をもって受け容れ，かつそれが社会的にも承認されていくことを意味する（後藤2001, p.30）。

への貢献度をめぐる労働者間の競争に勝ち抜いて、より多く自分の「パイ」を確保する。このルールを生活向上の論理として労働者が自発的に受容することで「企業主義統合」は成立している（後藤2001,p.37）。家計費用の年齢に伴う変化は、子どもの養育期にピークを迎え、急激な右上がりのカーブを描く。西欧の福祉国家では、この時期を公的な福祉供与によって賄い、日本では企業による直接的な賃金および福利供与によってそれを賄った（後藤2001,pp.48-50）。

森岡の「企業中心社会」においては、その成立の要因には経済成長優先の原則があった。後藤の「企業主義統合」の成立要因には日本型雇用があった。いずれにしても、そのさらに後ろには労働者の賃金・福利への期待感という要因が存在していた。前述のハーヴェイの指摘のように、日本の企業においても、労働者は賃金や福利というインセンティブによって、企業中心社会や企業主義統合にとって都合の良い労働者に作り変えられていたと言える。

後藤も森岡と同様、1970年代後半のストライキ権の有名無実化を指摘する。その背景には、第一次石油危機以後の高度経済成長の終焉があった。巨大製造業では大規模な人員削減が行われ、経営者側の意のままの転勤・出向・転属という事態も起こった。労働者側には、総実労働時間の上昇、実質賃金の停滞と残業収入への依存があったと言う（後藤2001,pp.61-63）。そして、高度経済成長の終焉による景気後退でもたらされた企業の将来不安と雇用の不安定に対して、労働組合が対応できなかったと後藤は分析する。具体的には経営危機に対し、労働者が経営者側への忠誠競争によるパイの確保に向かうのを労働組合が止められなかったということだ（後藤2001,pp.65-66）。

では、企業主義統合および企業中心社会はその後どうなったのか。後藤は、アントニオ・グラムシの理論を用いながら、大衆社会の支配構造には、大衆による支配層への自発的同意に基づくという特質があるとする（後藤2001,pp.21-22）。しかし、後藤は、現代の日本は経済グローバリズムの進展により、階級妥協と国家による経済コントロールが効かなくなり、大衆の合意調達が機能しなくなっていると指摘する（後藤2001,pp.23-24）。具体的には、1993年の自民党長期政権の下野という政変を挙げて、従来の日本型大衆社会の政治的統合構造では、経済のグローバル化に対応する新自由主義的改革（各種規制緩和、税制

改革、地方分権、社会保障の大幅削減、財政緊縮）に対応できなくなったということだ（後藤2001, pp.71-72）。グローバル化の中で、日本の企業主義統合および企業中心社会は、経営機構による強固な職場支配という権力構造を残し、労働者の賃上げや福利の向上、労働環境改善などを用いた企業組織への統合機能、および労働者の生活向上に対する期待感を弱めていった。

このような日本の労働者をめぐる権力関係については、日本における第二次大戦後の労働政策を見ても確認できる。経済学者の岩佐和幸は、資本－労働の関係は、契約上において平等となっているが、実際には大きな力の差があることを指摘している。労働者は資本家に対し、自らの労働力を切り売りするしか生活手段を持たず、また労働そのものが原料や機械といったモノとして見られるという理由から、他者との競争を経て雇用される労働者は資本家に対して劣位であるとする（岡田・岩佐2016, p.98）。そして、こうした関係が日本では特に政策面で表れている。政府によって、戦前の労働行政所管庁の不在、労働法制の未整備から、戦後に一大転換を図ったものの、1947年の「2.1ゼネスト」は連合軍によって中止命令が出され、戦後復興期には雇用対策法により、産業界の要請に応じる労働力の移動が行われた（岡田・岩佐2016, pp.100-101）。確かに、前述の企業主義統合でも触れた高度経済成長期には、男性社員を軸とした年功序列と終身雇用が達成され、産業界の要請を重視するだけではなく、労使協調路線へのシフトも一時的ではあるが起こった。しかし、1980年代の対米貿易摩擦に端を発した国内経済構造の転換とグローバル化の進行、新自由主義経済下での規制緩和によって、現代の日本の労働法制は労働者保護という側面をほとんど失い、資本－労働の力の差が拡大している（岡田・岩佐 2016, pp.102-104）。

とりわけ、一連の労働法制の規制緩和は、第一次・二次安倍内閣による「労働ビッグバン」「働き方改革」として、大きく前進する。例えば、労働者派遣法の改正では、企業は派遣期間3年で人員を変えれば、永遠に派遣労働者を使い続けることができるようになった。労働者側からすれば3年で派遣先を変更する必要がある、正社員への道も閉ざされるため、「雇止め」や「生涯派遣」への不安が高まっている。2013年の労働契約法改正によって、従来の正社員よ

りも賃金を低く抑えられ、勤務地や職務がなくなれば解雇の可能性のある「限定正社員制度」も導入された。他にも外国人技能実習制度の見直しなど、従来の正社員より安価で雇い止めが自由になる新たな雇用形態が登場している（岡田・岩佐2016, pp.104-105）。

加えて、現代の日本では、三六協定、裁量労働制などの例外規定を通じて、労働時間1日8時間の弾力的運用が可能になっており、深刻なサービス残業（2014年は正規労働者一人当たり600時間）や過労死も発生している（岡田・岩佐 2016, pp.106-107）。その結果、賃金や年金など生きるのに必要なお金の格差が広がっており、日本の男女別賃金格差はOECDの30か国中下から2番目（2015年）、年金水準は現役時の平均所得の35.6%と、OECDで下から3番目の水準（2004年）、子どもの6人に1人が貧困（2012年）という状況にあって、OECD諸国の中でも貧困率の高い国へと変化している（岡田・岩佐 2016, pp.110-112）。

戦後日本の企業中心社会や企業主義統合は、グローバル化の中で、経営機構による強固な職場支配という権力構造を残しつつ、かつてはある程度存在していた労働者への賃上げや福利向上、労働環境の改善といった機能を弱めていった。そして、本来的な労働者の劣位に加えて、近年ではそれに追い打ちをかける労働組合の有名無実化や労働者保護法制の後退によって、経営者や管理職の企業内権力が益々強化されていると指摘できるだろう。そして、企業内権力の強化が被治者、つまり労働者からの企業内権力への批判やコントロールを益々不可能にしている。ダールが自身の民主主義論の中で、企業の社内政治は非民主的な特徴を持っていることが多く、時には経営者が独裁者のように振る舞い、企業の所有や利益が不平等な形で分配されることが多いと指摘しているように（ダール2001, p.250）、そもそも企業は労働者の意見を吸い上げるような十分な仕組みを備えていないのが一般的なのである。

### 第3節 主流派政治学から丸山政治学の再評価へ

以上の権力関係分析を通じて、筆者が改めて注目すべきであると考えているのが、丸山眞男の思想である。そして、本論文は、丸山の思想を参照しつつ、現代日本の政治経済体制における権力関係を理解し、被治者側の対抗手段として民主主義論を再考していくことを狙いとしている。上記の主題を検討する上で、過去の政治学者・丸山眞男<sup>13</sup>の思想が有効だと考える理由について詳しく説明しておこう。

まず、実証分析を中心とする現在の主流派政治学が、本論文が対象とする権力関係などの包括的な政治現象を考察せず、その対抗手段を検討することにも積極的でないという点が挙げられる。そのため、政治学が対象とすべき政治現象の中で、権力関係や市民性の陶冶という部分に理論的空白が生じている。実証的政治学の代表格であるレヴァイアサングループ<sup>14</sup>は、日本政治を歴史や思想史あるいは外国研究の片手間として評論的・印象主義的に論じるのではなく、アメリカ政治学を範とした多様な分析手法を用いる（渡部2010, pp.9-10）。レヴァイアサングループは、山口定と大嶽秀夫の論争に見られるように、規範的政治学へのアンチテーゼとも捉えられている（渡部2010, pp.25-26）。このような実証的政治学と規範的政治学の二元論について、本論文冒頭で紹介した木下も「近年の定量的・合理的な政治学が文化や運動、精神といった非合理的政治領域の分析を排除している」と述べている（木下2014, p.140）。また、現代政治研究と丸山との関連を論じた渡部純は、以下のように述べる。

国家権力への不信に基づく権力批判が戦後的知性の中核にあったとしたら、かつての国家権力の暴力性が見えにくくなった今日にあっては、その言説は、時代と状況の変化に対応していない、古めかし

<sup>13</sup> 政治学者・渡部純は、現代日本の政治研究者から丸山が関心の対象とされていないことを自身の体験からも述べている（渡部2010, p. ii）。

<sup>14</sup> レヴァイアサングループとは、1987年に日本政治学研究雑誌『レヴァイアサン』を創刊した、村松岐夫・大嶽秀夫・猪口孝の三人の政治学者とその発刊趣意に賛同する研究者を指す（渡部2010, p.9）。

く、大仰で、旧態依然たる歌の繰り返しにも聞こえよう。権力対反権力の二項対立図式の枠組から軽やかに「逃走」せよと浅田彰が謳ったのは、既に一九八三年のことである。しかし、今日の世界において、何者か得体の知れぬものに自らのささやかな日常が脅かされかねないという不安を抱く者にとっては、目に見えない「支配」「暴力」の契機というテーマは決して過去のものではない（渡部2010,p.200）。

渡部は、実証分析が因果論を重視するあまり、個別具体的な政治現象についての部分的分析に終始していると主張する。そして、実証的政治学が政治的支配というような極めて包括的な現象の分析を断念しているか、分析しても意味がないと考えていると指摘する（渡部2010,p.74）。個々の政治現象について、具体的な国・組織・人間関係にターゲットを絞り込んで、そのメカニズムを解明すること、分析結果を使った政治現象の促進策・抑制策を導き出すことはいずれも重要である。しかし、現実の社会集団の権力関係がはらむ問題性、例えば、労働者に対する企業内権力の専横について、その是非を問い、それへの対応を考えようとするならば、価値を含む議論に踏み込まざるを得ない。この課題に取り組む上で、実証分析を中心とする主流派政治学が十分な力を発揮できないのであれば、それとは異なる思考の可能性を与える一つの枠組みを検討する有効性は大きいと言えるだろう。その一つの枠組みとして丸山政治学を提示し、そこから現代日本の政治経済体制の問題性への対応可能性を探りたい。こうしたアプローチは、例えば、渡部による以下のような丸山に対する評価を参照すれば、それほど的外れなものではないと言えるだろう。渡部は、丸山が自分自身の内なるものと正面から向き合い、丸山自身の精神の分節化<sup>15</sup>によって同時にポリティの構造を分節化していると指摘する。そして、丸山が実践したように、同時代政治の問題を、人間とそれが属するポリティの分節化とともに明らかにすることが社会科学にとって重要かつ困難な課題であると主張する（渡部2010,pp193-194）。

<sup>15</sup>「分節化」とは、従来の文脈からは見えないゲシュタルト（全体性としてまとまりのある構造）を可視化することを意味する（渡部2010,p.194）。

以上、主流派政治学では十分に汲み取ることができない、現代日本の政治経済体制下での問題点への対応可能性という観点から、丸山政治学の有効性を確認した。第2章では、日本の政治経済体制下での被治者・労働者の周辺化現象に対して、丸山政治学を具体的に紐解きながら、他の論者の民主主義論なども参照しつつ、その対抗策を検討していこう。

## 第2章 ラディカル・デモクラシーとしての丸山政治学

第1章で述べたように、現代日本の政治経済体制下では「政治的アリーナの周辺化」と並行して「労働者の周辺化」という現象が起きている。言い換えれば、価値配分のアリーナでは企業の重要性が増しているにもかかわらず、企業内権力の強化と被治者である労働者の弱体化によって、労働者は価値配分の意思決定から排除されてしまっている。この非民主的な状況を転換する可能性を探るために、本章第1節で、丸山の権力論と民主主義論の概要を確認する。次に第2節では、民主主義をめぐる現代の議論、特にラディカル・デモクラシーの視点に着目して、社会集団内部で、強化される権力に対し、どのような対抗手段がありうるかについて検討したい。その上で第3節では、ラディカル・デモクラシーを支える主体を、丸山の論文「個人析出のさまざまなパターン—近代日本をケースとして—」（1968）とその現代的解釈から検討する。第4節では、その主体を機能させるための手段として、ロバート・D・パットナムの主張するソーシャル・キャピタル論と坂本治世のシビック・パワー論の考え方を参照する。

### 第1節 丸山政治学における権力論と民主主義論

本節では、丸山自身の理解において実証的政治学と規範的政治学はどのように捉えられていたかを明らかにして、丸山政治学の性格や位置付けを明確にする。その上で、丸山政治学では権力と民主主義をどのように理解し、何を問題

としていたかを明らかにしていく。

ここで対象とする主な文献は、1949年の『社会科学入門』に収められた「政治学入門（第1版）」と、1952年に郵政省人事部企画の「教養の書」シリーズとして刊行された『政治の世界』、1956年の新版『社会科学入門』に収められた「政治学」の三つである。『政治の世界』（1952）は、アメリカ政治学を学んだ丸山の戦後政治学の一里塚との評価もあり（丸山2014,p.461）、前後の作品である「政治学入門（第1版）」（1949）、「政治学」（1956）との比較によって、丸山政治学の変遷を垣間見ることができる。丸山政治学の変遷とは、科学としての政治学を目指したが、不完全なものとして終わり、「良き社会と政治」という価値を強く意識する政治学へとたどり着いたことを指す。この丸山政治学の変遷について、政治学者・清水靖久は次のように説明する。丸山は「政治学入門（第1版）」において、政治を権力・倫理・技術という三つの側面で捉える政治学を念頭に置いていたが、実証的政治学の先駆けであるアメリカ政治学を学んだ後の著書『政治の世界』では、「権力の運動法則」を追求する「純粹政治学」を試みようとしていた（清水2010,p.6）。そして、その後の「政治学」では、「政治学入門（第1版）」における倫理的側面を重視し、政治学が「人間学」であるという考えに帰り着いた（清水2010,p.10）。以下に、丸山政治学に関わる主な著書と、丸山政治学の変遷および国内の出来事を年表としてまとめたものを表1として示す。

具体的に変遷過程を見ていこう。「政治学入門（第1版）」では、政治現象を権力から理解する視点を重視しながらも、倫理や技術的側面から理解することの意義も述べている。まず、丸山は支配という現象から見た権力を、政治にとって体躯であると主張している（丸山 [1949] 1995,p.237）。次に、倫理的側面については、プラトンの政治的正義とマキアヴェッリの「virtù」を引いて、政治が究極において倫理的価値に関わっていることを示している。そして、政治から道徳的・宗教的仮面をはぎとり、赤裸々な権力闘争としてのみ理解しようとすることは、一見するとリアリスティックではあるが、そのように理解できることは稀であるとする（丸山 [1949] 1995,p.243）。さらに、技術的側面については、法律学としての国家論や社会学として理解されてきた政治学の

表1. 丸山政治学に関わる主な著作の年表

年	著作名	丸山政治学の変遷	日本の主な出来事
1948			極東国際軍事裁判判決。
1949	「政治学入門（第1版）」	権力・倫理・技術としての政治学	第二次吉田茂内閣成立。
1950			吉田首相が南原繁東大総長（丸山の指導教授）を批判。
1951			サンフランシスコ講和条約調印。日米安全保障条約調印。
1952	『政治の世界』		血のメーデー事件発生。破壊活動防止法案可決成立。
1953	『現代文明と政治の動向』	科学としての政治学	スト規制法公布。
1954	『政治学事典』	(権力論的アプローチの重視)	日米相互防衛援助協定調印。改正警察法・自衛隊法公布。
1955			自民党と社会党による55年体制開始。
1956	「政治学」		日ソ共同宣言。
	『現代政治の思想と行動 上巻』		日本が国連加盟。
1957	『現代政治の思想と行動 下巻』		第一次岸信介内閣成立。
1958	「政治的判断」		警職法改正案、反対運動により廃案。
1959	「民主主義の歴史的背景」		日米安保条約改定阻止国民会議結成。
1960	「この事態の政治学的問題」		衆議院、新安保条約を強行採決。
	『現代における態度決定』	人間学としての政治学 (市民としての政治的実践)	安保阻止統一行動、3万人が国会デモ。
1961	『現代における人間と政治』	(日本政治思想史への回帰)	風流夢譚事件発生。
1962			第一次臨時行政調査会初会合。
1963			第二次池田勇人内閣成立。
1964	『現代政治の思想行動 追記・補註』		東京オリンピック開幕。
1965			ベ平連主催による初のデモ行進。
1966			紀元節復活の祝日法改正案を衆議院に提出。
1967			沖縄即時無条件返還要求県民大会開催。
1968	『個人析出のさまざまなパターン』		東大紛争が始まる。
1969			安田講堂封鎖解除。第32回総選挙自民党圧勝・社会党惨敗。

出典：伊東（2016）、清水（2010）、西田（2009）、丸山（1997）をもとに筆者作成。

系譜に触れ、それらは支配のための応用科学としての一面であると指摘するとともに（丸山 [1949] 1995, p.246）、当時のアメリカ政治学が方法論や技術論を重視することに触れながら、アメリカ政治において社会技術という側面が重視されていることも指摘している（丸山 [1949] 1995, pp.248-249）。その上で、この「政治学入門（第1版）」では、権力と倫理の関係について、次のように述べている。「現実の政治は一方の足を権力に、他方の足を倫理に下しつシバのモンクつ、その両極の不断の緊張の上に、進展して行くのです」（丸山 [1949] 1995, pp.245-246）。

一方、その後刊行された『政治の世界』では、政治を理解するための視線が権力に注がれる。「政治の世界でのいちばん中心の、いちばん大きな問題は、権力の問題であるということです」（丸山 [1952] 1995, p.144）。また、政治の技術的側面についても、以下のように述べている。「そうした権力の獲得・維持・増大の為に取られる凡ゆる方策を政治技術 (politics as art) といいます」（丸山 [1952] 1995, p.142）。前述の清水は、「政治学入門（第1版）」と『政治の世界』

の対比から、前者にあった政治の技術的側面は、後者では権力的手段的位置に置かれ、同じく前者にあった倫理的側面は政治の世界から除外されたと指摘している（清水2010,p.6）。

しかし、その一方で、『政治の世界』の4年後に発表された「政治学」では、丸山は政治理論と政治過程論を区別した上で、後者において「若い優秀な政治学者」が続々と登場し、日本の政治学の進歩は目覚ましいと評価しつつも、リサーチに偏ったポリティカル・サイエンスに対して距離を置いている（清水2010,pp.7-8）。丸山はポリティカル・サイエンスに距離を示した理由を、「政治学」の中で以下のとおり述べている。

どんな「客観的」な精密な分析も根底に「良き社会と政治」の問題意識に支えられていないとニヒリズムに顛落するかさもなければ、自分の伝統的に所属する文化や体制の価値体系に無批判的にヨリかかる結果になる（丸山 [1956] 1995,p.172）。

清水の解釈では、『政治の世界』から「政治学」までの丸山政治学の変遷は、科学としての政治学を目指した果てに、「教養人」へとたどり着いたと理解される（清水2010,p.9）。その後、1960年の高島通敏との対談で「権力のダイナミックス追求の一本槍」から撤退する旨を丸山は語っている。その理由については、権力のイメージが世界的にも後退したこと、より良い社会をつくる技術としての政治を重視する傾向になったこと、日本思想史への関心が高まったことと述べている（清水2010,pp.11-12）。丸山の著作「政治学入門（第1版）」、『政治の世界』、「政治学」の内容を見ると、戦後の丸山が権力・倫理・技術の政治学から出発して、アメリカ政治学の影響を受けて、科学としての政治学へと傾いたものの、その後は権力論的アプローチから撤退していった軌跡を窺うことができる。これについて、清水によると、丸山政治学が政治の科学としてのあり方だけではなく、「良き社会と政治」の問題意識に支えられた政治理論を大切にしたいと考えていたと言うのである。そして、「政治学入門（第1版）」で当初主張していた権力・正義・技術との関連において、政治学は「人間学」で

あるとする主張に丸山政治学が支えられていたとも、清水は述べている（清水2010, p.10）。

以上のように、丸山政治学の特徴は、アメリカの政治学の影響を受け、科学としての政治学へ傾き、権力のダイナミックスを追求する政治学を目指したが、いずれも不完全なものとして終わるとともに、実証的政治学を評価しつつも価値判断への無自覚性を批判し、「良き社会と政治」という価値を強く意識していた点にある。つまり、丸山自身の政治学理解に基づいて考える限り、不完全な科学としての政治学と規範的意識に強く動機付けられた政治学が一体となったのが、丸山政治学と言えるだろう<sup>16</sup>。こうした前提を踏まえ、次に丸山政治学における権力論と民主主義論を参照していこう。

まず、丸山における権力の理解について見てみよう。『政治の世界』では、物理的暴力を最終手段とするような「制裁力」に着目し、権力とはそうした制裁力を背景として紛争を解決する能力であると主張する（丸山 [1952] 1995, p.138）。制裁力とは、相手の持つ何らかの価値（身体的自由・生命・財産・領土・名誉・位階）を、物理的暴力やそれ以外の方法（学校における退学や停学、政党における除名など）を用いて剥奪することと定義する（丸山 [1952] 1995, pp.138-139）。権力を用いる社会集団の中で、国家が最も組織化された物理的強制手段（警察・軍隊）を持っているため、近代では、国家が他の集団より優越的な地位に立ち、他の社会集団間の紛争を最終的に解決する力（主権）を持つようになったとする。これに対して、昔の家族や部族・都市・ギルドなどがそれぞれ独立した政治権力を持っていたことにも触れ、国家が唯一の政治集団でもなければ、国家権力が唯一の政治権力でもないとも指摘している（丸山 [1952] 1995, p.139）。

制裁力によって、解決される紛争と剥奪される価値については、以下のように説明されている。政治現象は紛争（conflict）と解決（solution）の無限の繰り返しであるとされる。ここでの紛争（conflict）とは、社会的な価値の獲得・維持・増大をめぐる争いであり、社会的な価値は、経済的価値だけではなく、

<sup>16</sup> 丸山は後年、『政治の世界』が前半は政治学（政治過程論）で、後半が国家学という中途半端なものだったと述べている（丸山2005, pp.157-158）。

知識・尊敬・威信・快適・名声・優越・勢力・権力など全ての人びとにとって欲求の対象となるものを指す（丸山 [1952] 1995, pp.134-135）。

既に第1章第1節で述べたように、現代の日本における企業でも、労働者を服従させるための手段として、価値の剥奪（解雇・降格・減給）、価値の消極的付与（人事考課における低い査定、昇給における低い査定、昇進・昇格への悪影響、人事異動など）といった労働者への心理的圧力を用いている。その意味で丸山政治学の観点からは、国家だけでなく企業なども政治的権力を有する社会集団であると解釈される。

加えて、社会集団の権力に対しても、国家と同様に機能的に合理化された官僚組織と執行部の権力強化という現象が見られるとする丸山の指摘が注目される。政党・会社・労働組合・協会などの機能的目的団体は、多数の人間の協同を意識的かつ計画的に秩序付けるものであって、家族や民族などの自然的共同体と区別される。機能的目的団体の組織化された人間の力には、そうでない場合と比べて幾何級数的なひらきが発生する（丸山 [1952] 1995, pp.160-161）。そして、組織が能率的に作用するためには高度の計画性が必要となり、その計画に従って組織内の構成員が正確に動くことが要求される。こうした機能的な合理化が進めば進むほど、組織の計画樹立者および中央執行機関の地位が高まり、権限が集中することになる（丸山 [1952] 1995, p.165）。

上記のような執行権の強化は、執行部ら官僚層の量的・質的強化をもたらす。そして、執行部以外の一般構成員は、組織の運営に無関心になり、組織の一員としての自覚や責任感が減退する。その結果、組織全体の作用能力そのものが麻痺する（丸山 [1952] 1995, pp.165-167）。例えば、企業組織内における官僚化と権力について、丸山は、「現代文明と政治の動向」（1953）において、以下のように解説している。

例えば、始めは単純に、一人の人がいろいろな仕事をしていたのが、だんだん仕事が多分化して、渉外関係を扱うもの、あるいは人事的な関係、あるいは会計関係、総務関係というようないろいろな課が出来てくる。（中略）これは単なる比喩ではなく、人間社会を合理化し、

組織性が高まれば高まる程、国家の機構的な分化が向上していくのと同じような事態が、会社とかほかの社会団体にも生ずるわけです（丸山 [1953] 1995, p.26）。

つまり官僚化の結果、経営に関しては専門家である経営者に任され、経営者だけが経営の仕方を決定するのは当然ではないか、というのが近代企業の常識となる。そして、経営者は企業の利潤追求という至上命令の下で動いており、この至上命令は何人も批判することができない。権威は上から下へ、責任は下から上へというナチスの全体主義体制に酷似した支配構造をとることになる（丸山 [1953] 1995, pp.30-31）。

現代においてしばしば自由と民主主義というものが、私的企業、自由企業というものと等値されております。しかしながら実は近代資本、企業の内部ほど、非民主的な組織はないとっていいのであります（丸山 [1953] 1995, p.30）。

企業は経済活動の自由という原則に支えられている。しかし、その企業内部は非民主的で、権威主義的な上意下達の仕組みであることが多い。第1章第2節で述べた、企業中心社会や企業主義統合が進んだ日本社会では、企業内部での労働者に対する支配権力が一層強まることは言うまでもない。

さらにその一方で、社会集団内部の官僚化と執行権の強化は、被治者側の組織運営への無関心と組織の一員としての自覚や責任感の減退としても作用する。その結果、組織全体の統治力・業務執行力・対外的成果などのパフォーマンスが低下してしまう。この点に関しては、本論文冒頭で述べた東芝の事件が当てはまる。この事件は、経営陣のトップダウンによる指示と圧力が担当職員らの倫理観を麻痺させ、結果として組織全体のパフォーマンスを大きく損なわせた事案と言えらるだろう。こうした現象を丸山は「組織全体の作用能力の麻痺」と称しているが、これに関しては国家を例として、以下のような主張がなされる。

この執行権の強化の傾向を如何にして民主主義の要請と調和させるか、いい換えれば増大する執行部の勢力を如何にして人民に責任を負わせ人民のコントロールの下に置くかということが世界中を通じての現代の最大難問の一つになっています（丸山 [1952] 1995,p.166）。

つまり、丸山政治学における民主主義とは、組織や社会全体の活力を維持するためには統治者の集権化と集団内部の被治者の周辺化現象を逆転し、被治者側からのコントロールを強化していくべきであるという目的であり理念であるということになる。

では、こうした民主主義という価値を実現するには、どのような方策が可能だろうか。丸山は、民主主義を機能させるためには、何年に一度かの投票を民衆にとっての政治的発言の唯一の場とするのではなく、日常的に政治や社会の問題が討議されるような場をつくらなければならないとする。「要するに、盛んに、到るところに横のグループをつくること、これが民主主義の動脈硬化をチェックするなよりの方法です」（丸山 [1952] 1995,p.190）。それは政党だけではなく、宗教団体、婦人団体、教育団体、組合などの民間の自主的な組織（voluntary organization）を含めてである（丸山 [1952] 1995,pp.189-190）。とはいえ、一般人が、職場とは別に上記のような横のグループをつくることは、現実的には難しい。そこで、丸山は職場における労働組合に着目し、自主的労働組合が民主主義にとって重要な拠点になると主張する。ここで言う労働組合とは、狭い意味での経済闘争だけでなく、政治・社会・文化といったあらゆる問題が討議され、政治的無関心を防ぐよう機能する存在として位置付けられる（丸山 [1952] 1995,pp.190-191）。あわせて、労働者が長時間労働で心身を使い果たし、失業の恐怖に不断に襲われている状況では、労働組合への参加や関心も非日常となってしまうことを指摘し、生活条件の保障と経済的なゆとりを獲得しなければならないと主張している（丸山 [1952] 1995,p.191）。

以上の考察を踏まえ、丸山政治学の権力論と民主主義論を整理しておこう。その特徴は、第一に、権力関係が国家や地方政府の政治領域に限定されず、企業などの社会集団にも適用される点である。第二に、集団内部の問題点とし

て、機能的合理化による統治者側（執行部）の権力強化と被治者側（一般構成員）の周辺化に力点を置いている。第三に、特に企業においては、利潤追求と機能的合理化が組み合わさって、非民主的な組織に陥りやすいことが強調される。第四に、丸山にとっての民主主義は、組織における被治者側からの権力支配への対抗概念として捉えられている点である。そして第五に、労働組合などの民間の自主的組織が大きな役割をもちうると主張し、自主的組織の活発化のために、生活保障と経済的なゆとりの必要性を指摘している点である。次節では、こうした丸山政治学の権力論と民主主義論の現代的可能性を探るため、ラディカル・デモクラシーの議論を参照する。

## 第2節 丸山の民主主義論の再構築

本節では、政治学者の千葉眞やアメリカの政治学者であるシェルドン・S・ウォリンらの民主主義論を参照することで、丸山の民主主義論をラディカル・デモクラシーの視点から現代的に再構築したい。その際、リベラル・デモクラシーの限界を乗り越える手段としてのラディカル・デモクラシーにも言及したい。

最初に、丸山の著書『[新装版] 現代政治の思想と行動』（2006）を取り上げよう。ここでは、丸山は議会制民主主義について、民主主義の一つの制度的表現に過ぎないと指摘し、民主主義とは「政治制度を制御する運動」であると主張する（丸山 2006, p.574）。同書第三部追記の中に、「現代における態度決定」（1960）と「現代における人間と政治」（1961）の追記および補註がある。「現代における態度決定」（1960）は、憲法問題研究会が1960年5月3日に開いた憲法記念講演会の内容である。同年5月20日には反対運動のさなか新日米安全保障条約が衆議院本会議を通過していた。この講演は、岸内閣による強行採決の前に行われ、強行採決後に追記・補註が加えられたものである。

丸山は、追記・補註の中で当時を振り返って、岸首相率いる自民党がデモ行進をする反対派の声を反映していないこと、議会での必要な手続きを軽視していることを挙げて、自身の発言が議会制民主主義の大義名分を岸から剥ぎ取り、大衆に運動の組織化・行動化を促したと表現している（丸山2006, pp.572-573）。

その一方、丸山は、上記のような一定の出来事における自身の戦術的な解釈や行動をもって、議会制民主主義か直接民主主義（ここでは反対運動）かの二者択一の解釈をされることはいささか迷惑であるとも述べている（丸山2006, p.573）。議会制民主主義が十分に機能していないとの論理をもって、議会制民主主義からの疎外を全面に打ち出して、それに代わる制度の提案もない中、無責任な反抗を訴える反対派の態度を丸山は否定すると同時に、議会制民主主義が唯一絶対の民意であるとする自民党の見方も排撃する（丸山2006, pp.573-574）。そして、議会制民主主義を制度と理念の関係において捉え直し、以下の解釈を示している。

議会制民主主義は一定の歴史的状況における民主主義の制度的表現である。しかしおよそ民主主義を完全に体現したような制度というものも嘗ても将来もないのであって、ひとはたかだかヨリ多い、あるいはヨリ少ない民主主義を語りうるにすぎない。その意味で「永久革命」とはまさに民主主義にこそふさわしい名辞である（丸山2006, p.574）。

さらに、理念としての民主主義について、上記の言明の根拠を次のように説明する。

なぜなら、民主主義はそもそも「人民の支配」という逆説を本質的に内包した思想だからである。「多数が支配し少数が支配されるのは不自然である」（ルソー）からこそ、民主主義は現実には民主化のプロセスとしてのみ存在し、いかなる制度にも完全に吸収されず、逆にこれを制御する運動としてギリシャの古から発展して来たのである（丸山2006, p.574）。

では、丸山の主張する「政治制度を制御する運動としての民主主義」とはいかなるものか、その内実を明らかにするために、ここで一旦、ラディカル・デ

モクラシーの議論を参照しながら検討してみたい。まず、千葉は、民主主義をラディカル・デモクラシーとリベラル・デモクラシーに分けた上で、後者の限界を指摘し、それを補強するために前者の重要性を指摘している（千葉1995, p.6）。リベラル・デモクラシーは、自由主義の考えから生まれたもので、個人の自由に至高の価値を置くことを特徴としている。具体的には、無資格者の支配を拒否し、参政権を設定するとともに、大規模化する民主主義体制への対応と大衆による民主主義の行き過ぎを警戒し、代議制を採用する。とりわけ私的自由との関連から資本主義経済との相互依存性を持つのがリベラル・デモクラシーのポイントである（千葉1995, pp.37-38）。一方、ラディカル・デモクラシーとは、「急進的な」民主主義という意味ではなく、民衆の発意、生活、共同の権力に由来する民主主義において、その「根源に立ち戻る」、つまり民衆の自治のネットワークを重視しようとするものである。民主主義の制度や手続きがいかにかに立派であっても、この根源から逸脱すれば、民主主義とは呼べない。そして、あらゆる種類の集権的権力（カリスマ的権力、官僚制的権力、企業・政党・労働組合・テクノクラートの権力）に対する反命題が、ラディカル・デモクラシーなのである（千葉1995, pp.21-22）。

リベラル・デモクラシーとラディカル・デモクラシーとが対立する一例として、統治者と被治者の一体性をめぐる評価がある。リベラル・デモクラシーによれば、統治者と被治者の一体性の追求は、多数決主義を経て多数者の専制への危険性をもたらすものと捉えられる。しかし、ラディカル・デモクラシーからすれば、多数決主義は必ずしも民主主義の精神を体現するものではない。多数者専制の危険性よりも統治者と被治者を分けることで生じる、先進国に見られる政治経済体制下における統治者のエリート支配の危険性の方を指摘する（千葉1995, p.191）。つまり、次の千葉の指摘にあるように、ラディカル・デモクラシーは、リベラル・デモクラシーの諸制度に全面的に取って替わる選択肢ではないものの、リベラル・デモクラシーの制度の限界を乗り越え、自発的共同社会の自治と参加の精神を市民社会に根付かせることができるものなのである（千葉1995, p.147）。

デモクラシーを実現するためには、政党制や議会制や立憲主義的機構といった自由民主主義の諸制度の確立だけでは不十分である。同様に必要なのは、デモクラシーの「心の習慣」、すなわち、参加や自治、差異や共通善、権力のアカンタビリティー [ママ] についての一般市民の鋭敏な感覚と意識であろう (千葉1995, p.147, 括弧内引用者)。

では、リベラル・デモクラシーの限界はどこにあるのだろうか。千葉の先の指摘とともに、ここでウォリンの議論で補足することで、リベラル・デモクラシーの制度的限界を二つ明らかにしたい。第一に、権力に制限をかけるとされている立憲主義の限界である。ウォリンによると、憲法は権力の抑制よりも権力の創出・集権化に重点を置いていると主張されている。

[憲法に関するカール・フリードリッヒとアレクサンダー・ハミルトンの文章は] さらにはおそらく近代立憲主義全般の中心にある、主要な逆説を形成する二つの原則を表している。第一の原則は権力抑制と分立を強調し、第二の原則は一種の究極的な権力、理論的にいえば、統合され無拘束な究極の権力、すなわち「人民」の主権的権力に力点をおいている (ウォリン2006, p.10, 括弧内引用者)。

そして、アメリカ建国の父の一人であるハミルトンの思想を引用し、立憲主義の本質は、権力の抑制ではなく、第二の原則にあるように、憲法に書かれた権力それ自体であるとする。ここで憲法とは国家目標を追求するために権力を組織化し、創出する方法として捉えられる (ウォリン2006, p.13)。

第二に、リベラル・デモクラシー的な政治制度と資本主義経済との相互依存性から生じる限界である。千葉も同様の指摘をしており、ウォリンの「政治経済体制」という現代社会を把握する概念を参照している。ウォリンによれば、「政治経済体制」とは、企業の生む経済的ニーズと国家組織の協働関係によって形成され、経済的ニーズが政治の秩序を決定する体制を意味する (千葉1995, p.85)。ウォリンは、20世紀に入って、国家システムは巨大なビジネス企

業体と単に関連を持っていた段階から、国家がいつのまにか利潤追求型の「経済政体」(Economic Polity)に変容してしまったとする。それは私的セクターによる公的セクターの浸食に典型的に表わされている。例えば、私学教育の充実、私立病院や福祉計画への企業による財政補助、刑務所の民営化などである(ウォリン2006, pp.223-224)。企業が営利目的の集権的組織体へと傾斜する傾向を持つ以上、国家が企業のニーズで動くようになれば、第1章第2節でのブラウンの指摘のように、非民主的な組織原理が国家をも浸食していくことを意味することになる。

つまり、リベラル・デモクラシー的な政治制度は、立憲主義の限界ならびに資本主義との相互依存性による限界を有しており、集権化と反民主主義に陥る危険性をはらんでいると言える。

以上を踏まえ、前述の丸山政治学で紹介した、安保問題での直接民主主義か議会制民主主義かというテーマと、ラディカル・デモクラシーかリベラル・デモクラシーかの関係性を比較検討してみよう。結論から言えば、丸山の民主主義の理解には、直接的にはラディカル・デモクラシーとリベラル・デモクラシーという二文法を見出すことはできないが、その「政治制度を制御する運動としての民主主義」という理解には、リベラル・デモクラシーの欠陥を補強するラディカル・デモクラシーの作用を重視している視点が存在すると言える。

丸山は別の文献で、民主主義の歴史的背景について、二通りの起源を提示している。第一は、「ポリス(ギリシャの都市国家)的民主主義」の系譜である。第二は、「キリスト教および中世に由来する民主主義」の系譜である(丸山[1959]1996, pp.90-92)。丸山によれば、前者は市民の参与を意味し、後者は立憲主義的な支配、つまり三権分立や法の支配といった事柄を包含する。その上で丸山は、前者は「マルクス主義的な民主主義」「人民民主主義」へと発展したと主張し、後者は本来「aristocratic」なものであるとして、封建貴族などの身分的階級が王の恣意的支配から逃れるために形成されたと説明する。そして、現在の西欧民主主義はその混淆体であるとする(丸山[1959]1996, pp.92-93)。丸山は、この文献においても、とかく完成品として錯覚してしまいがちな民主主義の制度的側面を問題視し、民主主義を考える際は、少数者の支配を多数の支

配へと変容させていくという、運動としての民主主義の重要性を主張する（丸山 [1959] 1996, p.89）。

また、丸山の「ポリス的民主主義」（安保問題における直接民主主義）か「クリスト教および中世に由来する民主主義」（安保問題における議会制民主主義）かという対比は、ラディカル・デモクラシーかリベラル・デモクラシーかという対比に極めて近い。千葉の指摘においても、ラディカル・デモクラシーが古代ギリシャの民主政において前提とされていた「民衆の統治」という語源的意味に忠実であるとされている（千葉1995, pp.35-36）。また他方で、リベラル・デモクラシーも、プロテスタント的な宗教的自由の理念を思想的基盤としていると述べられている（千葉1995, p.38）。

このように捉えられるならば、丸山は、現代の民主主義が言わばラディカル・デモクラシーとリベラル・デモクラシーの混雑体であるとの前提意識を持つとともに、以下のようにリベラル・デモクラシー的な制度の限界を認識していたと言える。

自由が制度的に保証されていても、中味が空洞化しているということとはよくあることである。したがって我々は政治の実態についての判断の基準を、既成の制度やたてまえとしての理想ではなく、リアルな権力の行使がどうであるか、という点におくべきである（丸山 [1959] 1996, p.94）。

言い換えれば、今回参照した丸山の民主主義論は、「政治制度を制御する運動としての民主主義」として、リベラル・デモクラシーの欠陥を補強するラディカル・デモクラシー的な側面を重視しており、その観点から制度や権力への不断のチェックのためにもあらゆる場面で横のグループをつくることを推奨していたと考えられる。では、「政治制度を制御する民主主義」の主体は、具体的にどのように捉えられていたのだろうか。次の第3節では、横のグループをつくる主体である個人のあり方を、丸山政治学の現代的解釈から明らかにしていく。

### 第3節 民主主義の主体と個人析出の三パターン（原子化・私化・個人化）

この節では、ラディカル・デモクラシーにおける横のグループを構成する主体が、丸山政治学においては一体どういった存在として捉えられていたかを考察する。そして、仮に丸山政治学の枠組みに従うならば、現代の日本における主体をどのように解釈できるかという疑問を提示した上で、現代の論者の主張も交えて、この疑問への答えを探りたい。

丸山は、個人の原子化に強い危惧を抱いており、原子化によって民主主義が機能不全に陥る危険性を指摘していた。そして逆説的ではあるが、民主主義を機能させることで個人の原子化を防ぐことができるとも考えていた。その鍵として本章第1節で指摘したように、丸山が民主主義の拠点として横のグループをつくることを推奨するとともに、「労働組合こそは現代社会における大衆の原子的解体に抵抗する最も重要な拠点でなければなりません」（丸山 [1952] 1995, p.190）と述べたように、職場における労働組合に期待をしていたことを指摘した。また逆に丸山は、大衆の原子的解体が民主主義にとって非常に危険であるとも指摘している。

現代民主政がこうした原子的に解体された大衆の行使する投票権に依存しているところに、形式的な民主主義の地盤の上に実質的な独裁政が容易に成立するゆえんがあります（丸山 [1952] 1995, p.188）。

つまり、丸山は横のグループをつくることによって大衆の原子的解体を防ぎ、ラディカル・デモクラシーとしての民主主義を機能させることができると考えていたのである。

では、逆にこうした民主主義が機能しなければ、個人はどうなるのだろうか。社会集団内部においては、機能的合理化による執行権の強化と官僚化が進んでいる。丸山はこれにより、執行部以外の一般構成員は組織の運営に無関心になり、組織の一員としての自覚なり責任感が減退するとも考えていた（丸山 [1952] 1995, pp.165-166）。社会集団に所属する人間は、家族や村といった

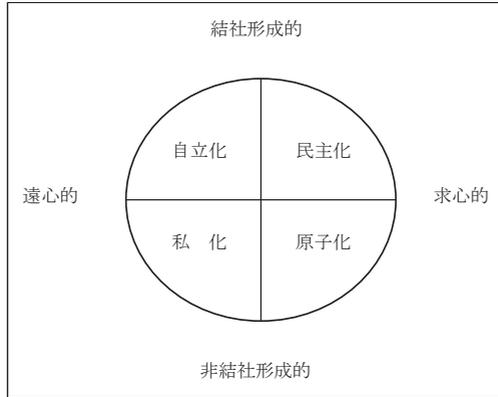
自然的集団に所属していた頃とは違い、それぞれの社会集団の機能的合理化に合わせて、自己を一個の機械部品として提供することに慣れなければならない。そして、個人の人格的な統一性は無残にも引き裂かれ、解体される(丸山[1952] 1995,p.186)。さらに、職場において「部分人」となるだけでなく、政治・社会・文化などに対する思考も大量的報道手段(新聞・ラジオ・映画・テレビなど)の圧倒的な影響下にさらされて、自発的な思考力を麻痺させられる。教養もこまぎれとなり、趣味は利那的となる(丸山 [1952] 1995,p.187-188)。その結果、以下のような人間を生み出してしまうのである。

現代文明は実はこのように、独自の個性と人格的統一性を喪失して、生活も判断も趣味、嗜好も劃一的類型的となりつつある夥しい「砂のよう<sup>おびただ</sup>な大衆」を不断に産み出しているのです(丸山 [1952] 1995,p.188)。

「原子的に解体された大衆」、「砂のような大衆」という丸山の指摘は、「個人析出のさまざまなパターン-近代日本をケースとして-」(1968)(以下「個人析出」(1968))という論文の中で詳しく挙げられている。そこで、丸山が考えていた個人のありようをここで整理してみよう。

「個人析出」(1968)は、近代化以前の自然的集団から近代以降の国家や企業に代表される機能的目的団体に個人が所属するようになって、個人が何らかの意味で解体されていったことを考察した論文である(丸山 [1968] 1996,p.383)。図1は、こうした個人のパターンを示した概念図である。その解体された四つの類型を説明しよう。まず、原子化は、個人の政治的権威の中心に対する距離の意識(図の横軸)が求心的であり、個々人が互いに自発的に結社を形成する度合い(図の縦軸)については形成しないというパターンである。原子化された個人は、社会的な根無し草の幻影に悩まされ、行動規範の喪失に苦しんでいる。公共の問題に対しては普段は関心がないが、突如としてファナティックな政治参加をしようとするすることがあり、権威主義的リーダーシップに全面的に同意しやすい。具体例としては、ヒトラー統治直前のドイツ国民が該当する(丸

図1. 個人析出のさまざまなパターン 概念図



出典：丸山（[1968] 1996），p.383を転載。

山 [1968] 1996,p.385)。

次に、自立化は、権威の中心に対しては遠心的であり、結社形式的なパターンである。例えば、自主自立のイギリスのヨーマンリーから生長したブルジョワジーが該当する（丸山 [1968] 1996,p.384)。

第三に、民主化は、自立化と原子化の中間に位置しており、権威の中心に対しては求心的であり、結社形式的なパターンである。自立化が自治を重視するのに対して、民主化は中央政府からの指示を重視するという特徴がある（丸山 [1968] 1996,p.385)。

最後に、私化は、権威に対して遠心的であり、非結社形式的なパターンである。官僚化した社会制度からの自覚的隠遁を志向しており、公共的な事柄への関心は低く、隣人と結ぶことを嫌う（丸山 [1968] 1996,p.386)。

これら四つのタイプの中に個々人がプロットされていくのであるが、もちろん諸個人はこの四つの中に均等に分布するわけではなく、生涯を通じて同じ類型に留まることも稀である。全体としては、四つのパターンの一つか二つが他に対して優勢になることが多く、他のパターンへの移行も起きることがある。この優勢度合いやパターン移行が社会や政治制度の変化と相関があるか否かが「個人析出」(1968)の主題である（丸山 [1968] 1996,pp.386-387)。他のパターンへの移行は、図におけるそれぞれの類型に隣接するパターンに向かって起こ

りやすく、対角線に位置するパターンへの直接移行は起こりにくいと捉えられている。例えば、自立化は、非結社形式的になれば私化へ移行し、権威に対して求心的になれば民主化へシフトする。私化または民主化を経ずに、原子化へと移行することはないとされる（丸山 [1968] 1996, pp.391-392）。

丸山によれば、近代の日本では、平常状態においては私化が多く、社会運動高揚期においては、私化された大衆がそのまま原子化へと向かうという傾向があった。原子化した大衆は、過政治化と完全な無関心を往復する極端な特徴を持ち、権威主義的・カリスマ的政治指導者に全面的に同意しやすい特徴を持つ（丸山 [1968] 1996, pp.411-412）。そして、近代の日本において「個人主義はあらゆる急進思想の温室である」という公式が流通したのも、私化から自立化、もしくは原子化し、そこから民主化するのを日本の支配層が恐れたためだと説明される（丸山 [1968] 1996, p.413）。

それでは、丸山の言うような私化もしくは原子化された個人という類型的把握は、現代でも通用するのだろうか。一例として、NHK世論調査部・小林利行の「政治・社会への関与に表れる「受動性」－「シティズンシップ」に関する調査から－」（2005）<sup>17</sup>を参照しながら検討しよう。

小林は、「市民であるために重要なこと」、「国会に働きかける可能性」、「民主主義の権利で重要なこと」、「政治的・社会的行動」の各項目に関するアンケート調査の結果から、現代の日本国民における遵法意識の高さと政治活動への消極性を見出した。そして、日本国民は決まり事を守るが、政治や社会に対して能動的に関与しようとしめない傾向が見られると指摘する（小林2005, pp.23-24）。

調査内容を見てみると、「政治的・社会的行動」では、デモ参加を否定した割合は70%で、政治家・公務員・マスコミへの意見表明の有無に対しても65～69%と高い割合で否定している（小林2005, p.27）<sup>18</sup>。次に、「各種団体への所属

---

<sup>17</sup> この文献は、2004年11月13日から11月21日の期間で、NHK放送文化研究所の所属するISSP (International Social Survey Program) が、全国の16歳以上の国民1,800人を対象に行ったシティズンシップに関するアンケート調査（有効回答数は1,343人で74.6%）をもとに書かれている。

<sup>18</sup> この否定は、「今までしたことがないし、今後もするつもりはない」という完全否定である。

有無」に関しては、政党で90%、労働組合や商業組合で81%、宗教団体で87%、スポーツ・文化団体で72%の回答者が「所属していない」と答えた（小林2005, p.28）<sup>19</sup>。「政治的有効性感覚と知識」に関しては、「私のような一介の市民が考えているようなことを政府はあまり気にかけていないと思う」との設問に対して、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」と回答した人は69%だった（小林2005, p.28）。

「各種団体への所属有無」における無所属の割合の高さは、非結社形式的であり、「政治的有効性感覚」の低さは、政治的権威に関する距離が遠いと読み取ることができる。さらに、「政治的・社会的行動」の拒否は私化の特徴である。以上の観点から現代の日本でも近代と同様に、「私化」のパターンが多く該当すると言えるのではないだろうか。

では、現代の私化や原子化のパターンは、一体どのような特徴を持つのであろうか。丸山の「個人析出」（1968）をベースに論じた社会学者・澤井敦の「原子化・私化・個人化－社会不安をめぐる三つの概念－」（2011）を素材に検討しよう。澤井は上記の原子化と私化のパターンに加えて、1990年代以降、社会学の領域で頻繁に論じられるようになった「個人化」というパターンも再検討する（澤井2011, pp.222-223）。概要を先に述べると、現代において、原子化のパターンは、共同体から切り離されるのではないかという「分離不安」を引き起こし（澤井2011, p.234）、私化のパターンは、常に他者の動向や他者との関係性を確認しなければならない「関係不安」に陥る（澤井2011, pp.252-254）。そして、1990年代以降、新自由主義の政治経済体制下で出現した「個人化」のパターンは、帰属しうる集団や維持しうる関係そのものに疑念を抱かせる「存在不安」に陥るとされる（澤井2011, p.267）。

まず、澤井は原子化された個人を現代的視点から再解釈する。丸山は急激な近代化によって故郷を離れ、都市部で暮らし始めた人びとを想定し、共同体から切り離された個人、すなわち原子化された個人は行動規範の喪失に苦しみ、孤独・不安・恐怖・挫折という感情を持つとした（丸山 [1968] 1996, p.385）。

<sup>19</sup> この所属していないは、「一度も所属したことがない」と「以前は所属していたが、今は所属していない」という回答を足した割合である。

しかし、どのような状況であろうと、個人だけで生活が成立しているはずはなく、何らかの集団に帰属している可能性は否めない」と澤井は主張する。

社会学・社会理論の議論においてひとつの焦点となるのは、したがって、一方で、原子化という傾向と、他方で、人々が実際にはさまざまな集団のなかで生きているという事実との関係を、どのようにとらえるかという問題である（澤井2011,p.228）。

そこで、澤井は W・コーンハウザーと E・フロムの議論を援用しながら、原子化のパターンを集団的孤立化と個人的孤立化に分けるとともに、それぞれ制度的側面と個人の心理的側面に対応する形で再構築を図る。集団的孤立化については、人びとが所属する各集団の凝集力の強弱に力点が置かれ、国家と個人の間を媒介する中間集団（村落共同体など）の無力化という制度的側面から捉えられる。一方、個人的孤立化については、人びとが集団に所属しているといまいと主観的にどう感じるかという点が重要となり、第一次集団（家族）と中間集団の喪失を心理的・主観的に捉えた概念となっている（澤井2011, pp.229-230）。

いずれにせよ、原子化のパターンは近代化によって、従来の共同体の凝集性が弛緩し、個人が孤立化した結果であると言える。そして、原子化された個人は、共同体あるいは集団から分離されること、あるいは分離されてしまっているのではないかという「分離不安」に苛まれると指摘する（澤井2011,p.234）。

一方、澤井は、丸山の言う私化に関しても、生産は公的で消費は私的という思考は限界があると指摘する。マス・メディアの扇動する消費社会において、欲求とはつくられたものであり、欲求による私的な消費は資本の側からコントロールされている。したがって、丸山の指摘する私化、つまり私的な部分への退行は、必ずしも社会的実践からの隠遁とはならず、生産という公的な部分を担う資本によってコントロールを受けていると指摘する（澤井2011, pp.244-245）。さらに、私化のパターンに該当する個人は、マス・メディアと消費社会による承認欲求や同調圧力によって、他者の動向や他者との関係性を常に確認

しなければならない「関係不安」へと陥る（澤井2011, pp.252-254）。

そして、注目すべきは、外に向けての動員可能性もあると指摘している点である。宮島喬の言葉を引用し、私化された個人は、公的な退行はあるものの、心理的には不安定で欲求不満に悩まされているとする。そして、私化された個人の欲求は、政治的集合行動や運動ではなく、欲求シンボルへの反応行動（特定の商品やサービス、メディアからの情報やイメージへの画一的集合的反応）へと注がれる（澤井2011, p.249-250）。つまり、原子化された個人が、突如としてファナティックな政治参加をしようと、権威主義的リーダーシップに全面的に同意しやすいのに対して、私化された個人は、メディア市場や消費市場での集合的反応を引き起こすと捉えられるのである。しかし、宮島の指摘のように、私化された個人は、本当に政治的集合行動と切り離されるのだろうか。現代では、政党や政治家が企業から資金提供を受け、効果的なマスコミ宣伝を用いて大衆に支持を訴えることは珍しくない。政治家や企業が私化の欲求シンボルへの反応を転化し、政治的に動員する可能性は高いのではないだろうか。

そして、1990年代からの新自由主義的な政治経済体制の急速な拡大によって、日本では擬制共同体的な企業福祉の減退やリスク社会がもたらされた。その結果、不安定な生活状況と自己責任論が、家族・地域・職場から個人を引きはがし、「個人化」というパターンを急速に増やしていった。そして、「個人化」のパターンは「分離不安」や「関係不安」を超えた「存在不安」を引き起こす（澤井2011, p.267）。

言い換えれば、それは、もはや所属しうる「集団」も、維持しうる「関係」も存在していないのではないかという疑念が呼び起こす不安である。ここでは、これを「存在不安」と呼んでおきたい（澤井2011, p.266）。

以上の議論から、現代の日本においては、小林の調査結果が示すように丸山の指摘と同様の私化の特徴が見られるものの、澤井が主張するように、現代における私化と原子化の特徴は、丸山の主張を超える状況にあると言える。澤井によれば、原子化された個人は心理的な意味で家族や村落共同体を失い、企業

によって疎外された存在、いわば「分離不安」へと追いやられている。また、一見プライベートの充実のように見える私化された個人も、消費性向を通じて資本のコントロールを受けており、承認欲求や同調圧力によって「関係不安」へと陥っている。第1章第2節でも述べたように、現代の日本は、企業中心社会や企業主義統合を経て、新自由主義的な構造改革の中で企業内権力による労働者の周辺化を招いている。周辺化は、労働組合の有名無実化、企業福祉の減退、リスク社会、自己責任社会という現象を引き起こし、労働者の生活を不安定化させる。そうした労働者の状況を澤井は「個人化」と定義し、そこにおいて人びとは、「分離不安」や「関係不安」を超えた「存在不安」に苛まれると主張する。そして、「私化」や「個人化」のパターンは、権威主義的リーダーシップだけではなく、資本による消費市場やメディア市場を通じた支配に、ウォリンの言葉を借りれば、「政治経済体制」に絡めとられる危険性が増している。

それでは、「存在不安」を抱える「個人化」された市民によって、もはや横のグループをつくる希望は断たれ、ラディカル・デモクラシーの希望は潰えるのだろうか。次節では、「個人化」された市民をどのように再形成し、どうすれば、横のグループをつくる方向へと導きうるかを検討していく。

#### 第4節 ラディカル・デモクラシーを機能させるための方法

本節では、丸山の主張と同様に、市民をつなぐ重要性を指摘するソーシャル・キャピタル論を参照することで、「個人化」された市民の限界を超える方法を探ることにしたい。具体的には、ソーシャル・キャピタル論の先駆者である政治学者のロバート・D・パットナムと、日本においてソーシャル・キャピタルとその影響を検証した政治学者・坂本治也の議論を参照していく。

パットナムは、『哲学する民主主義－伝統と改革の市民的構造』（2001）の中で、イタリア北部と南部の諸州を対象に、同一の政治制度下における統治パフォーマンスの違いを実証的政治学的手法で分析した。そして、結論として、制度の有効性の成否を分けるのは、社会的文脈とそれを裏付ける歴史であることを提示した（パットナム2001, p.228）。11世紀のイタリアにおいて、北

部はコムーネによる自治都市国家が形成され、南部は強大なノルマン王朝による支配が確立した（パットナム2001,p.146）。前者はコムーネ共和主義を生み、後者は封建的・官僚的・絶対主義的な要素を強く帯びていた（パットナム2001, pp.148-149）。その後、北部地域は、コムーネ内部での幅広い権力の分配を求める同職組合の活動によって、公的な意思決定への民衆の関与を強めていった（パットナム2001, pp.151-152）。それに対し、南部では、ノルマン王朝衰退後は外国王朝の争奪戦が続き、封建的貴族による社会的統制が強まっていく（パットナム2001,p.149）。こうした歴史の結果として、北部では、政治的・社会的ネットワークは水平的に形成されるとともに、政治的には平等性を意識し、政治的清潔性への意識も高い。民衆による政府への信頼も厚く、政敵との妥協の用意もある。社会的には連帯や市民的積極参加、協力を重んじるようになる。ロータリー・クラブや合唱団などの社会的・文化的な結社組織も多い。これに対し、南部では、垂直的ネットワークが形成され、政治は名望家やポスの専横事項となり、恩顧＝庇護主義的關係が支配的となる。社会においても公共の福祉への関心は低く、それらを考える機会もない。社会的・文化的な組織への積極的参加も乏しいと言う（パットナム2001, pp.137-138）。

では、このような北部の水平的ネットワークは何によって発生するのか。この点について、パットナムは、ソーシャル・キャピタルを用いて説明ができると主張する。

ここで使用する社会資本〔ソーシャル・キャピタル〕は、調整された諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴をいう（パットナム2001, pp.206-207, 括弧内引用者）。

具体的には、農民が干し草を束ねるために互いに協力し、農機具を貸し借りし合う農村共同体を例として、そこでは個々の農民の物的資本は少なくとも、ソーシャル・キャピタルのおかげでそれぞれの仕事をやり終えることができると説明される（パットナム2001,p.207）。そして、パットナムは集合行為のジ

レンマ<sup>20</sup>を克服するための、自発的な協力がとられやすいのは、互酬性の規範や市民的積極参加というソーシャル・キャピタルを多く蓄積している共同体であると主張する。相手を信頼することが、返礼として相手からの信頼をもたらし、交換を生み、そして互酬性を強める（パットナム2001,p.214）。ソーシャル・キャピタルは、このような個人の信頼関係が規範となり、模倣や社会化（市民教育を含む）、制裁によって社会全体へ浸透していくのである（パットナム2001,p.213）。そして、相互扶助の慣行は共同体の連携を強化し、さらなるソーシャル・キャピタルへの投資にもつながるといっているのである。なお、こうした相互扶助の例として、パットナムは日本の村<sup>21</sup>における隣保共助を含む「講」についても触れている（パットナム2001,pp.209-210）。

こうしたパットナムの議論を踏まえ、ソーシャル・キャピタルの日本での適用を図ったのが坂本治也である。坂本によれば、イタリア北部と同様に日本でも、自治会・町内会・学校・企業などあらゆる社会生活において、人びとのつながりや協力関係が重要な働きを持っている。そのことは、ある種自明の事柄であったが、「ソーシャル・キャピタル」という概念の登場で、それが包括的に捉えられるようになったと言う（坂本2010,p.53）。そして、坂本もソーシャル・キャピタルについて、パットナムと同じ解釈を提示する。

ソーシャル・キャピタルを「人々の中の自発的協調関係の成立をより促進する、市民社会の水平的ネットワーク、一般的信頼、一般化された互酬性の規範」の意味で用いることにする（坂本2010,p.63）。

---

<sup>20</sup> パットナムは、ゲーム理論を用いて水平的ネットワークを形成できない理由を説明する。集合行為のジレンマとは、利己的な考えで結局全員が損をしている状態を指す。協力して行動するには、自分が他者を信頼するだけでなく、自分が他者によって信頼されていると確信しなければならないとパットナムは主張する（パットナム2001,pp.201-202）。

<sup>21</sup> 社会学者の山下祐介は、日本の村について、家々が寄り集まり、互いの労働力を集め、その地の環境条件を克服する社会有機体であると主張する。さらに、村は単なる生産共同体ではなく、性格やシンボル・財産を持つ、政治集団・宗教集団・文化集団でもあるとされる（山下2012,pp.188-189）。

その上で、坂本は、パットナムのイタリアでの分析と同様に、日本においてもソーシャル・キャピタルが統治パフォーマンスを高めるかどうかを検証している（坂本2010,p.89）。坂本は、パットナムの分析と同様に、ソーシャル・キャピタルを独立変数とし、地方政府<sup>22</sup>（都道府県、市町村）の統治パフォーマンスを従属変数として分析<sup>23</sup>を行った（坂本2010,p.108）。しかし、結果は、ソーシャル・キャピタルが統治パフォーマンスを高めるといふ仮説を支持しないものとなった（坂本2010,p.121）。そこで坂本は、先行研究から、ソーシャル・キャピタルは直接的に統治パフォーマンスに影響するのではなく、媒介変数を経て影響を与えるという仮説を設定し、再度、日本の地方政府を対象にした分析を行った。その結果、媒介変数の一つである「シビック・パワー」が統治パフォーマンスに大きく影響を与えていることを提示した（坂本2010,pp.156-157）。坂本は、シビック・パワーを以下のとおり定義する。

「活動する市民」が果たす「政治エリートに対する適切な支持、批判、要求、監視の機能」のことを「シビック・パワー（civic power）」と呼ぶことにしよう（坂本2010,p.136）。

<sup>22</sup> 国家間の分析となると、人口・言語・宗教・エスニシティなど多様性が多く、その分、制御しなければならない変数が多くなる。逆に国内では、州・県・市・コミュニティなど下降するに従って変数の数は減少する（坂本2010,p.73）。

<sup>23</sup> 坂本の分析は以下のように行われている。都道府県のソーシャル・キャピタルについては、「ソーシャル・キャピタルアンケート調査」（内閣府国民生活局2003）と社会生活基本調査（総務省統計局）のデータを用いている。具体的には、水平的ネットワークは地域でのスポーツ、趣味、娯楽活動への参加、一般的信頼については、「ほとんどの人は信頼できる」との質問への回答、互酬性の規範は、ボランティア活動行動者率をもって計測する（坂本2010,pp.100-101）。市町村は同様のデータが存在しないため、衆議院総選挙の都市別小選挙区投票率を代理指標にしている（坂本2010,p.113）。統治パフォーマンスについて、都道府県では佐々木富公朗のNPM（New Public Management）普及度の概念を用いている。それは、市場メカニズムの活用、業績・成果による統制、顧客主義（ここでは住民）、ヒエラルキー構造の簡素化を指す（坂本2010,pp.98-99）。市町村では、「全国市区の行政比較調査」（日経新聞2004）の中で使われていた行政革新度を用いている（坂本2010,p.109）。以上のように、坂本の計量分析のもとになる各数値は、代理指標から拾い出している。ソーシャル・キャピタルと統治パフォーマンスを測るための個別具体的なデータが存在しない以上、代理指標で計測しようとすることは限界性を自覚した上で、一定の意義はあると坂本は主張する（坂本2010,p.98）。

さらに、シビック・パワーを一般市民によるものと市民エリート<sup>24</sup>によるものに分けて分析<sup>25</sup>をした結果、シビック・パワーが市民エリートによって担われる傾向があるということを示した(坂本2010,p.156)。

坂本は、市民エリートの実例として、仙台市民オンブズマンの小野寺信一、くらやまつねすけ庫山恆輔らを挙げている。彼らは政党や労働組合の意を受けない、自立した市民による本物の市民運動を目指しており、他のメンバーは医師、弁護士、大学教授、税理士、建築士、会社経営者など職業的エリートから成り立っていたと紹介されている(坂本2010,pp.166-167)。そして、日本におけるシビック・パワーの高低は、その他の要因(歴史的、構造的、社会経済的など)によって強く規定される可能性があるとも指摘する(坂本2010,p.155)。

以上の分析結果から、地方政府の統治パフォーマンスを向上させるための政策を考えていくのであれば、ソーシャル・キャピタルを高める政策よりも、シビック・パワーを高める政策の方を優先して考えていくべきだと坂本は主張する(坂本2010,pp.155-156)。さらに、近年の地方自治論で盛んに言われている、市民自らの手で自律的に社会問題を解決しようとする「協調する市民」、個々の市民や組織が医療・福祉・環境・教育・文化などの領域で政府の政策を積極的に支援する「協働する市民」といった概念に加えて、政府を監視・批判する「活動する市民」の重要性を説く(坂本2010,p.219)。そして、近年の日本において、「協調する市民」や「協働する市民」の重要性ばかりが唱えられ、「活動する市民」は円滑な政策立案や実施を阻害するものとして否定的に描かれることが多いと批判する(坂本2010,p.220)。こうして坂本は、政治エリートと一般市民を媒介する「市民エリート」=「思慮深い公衆( attentive public )」の

<sup>24</sup> 市民エリートとは、自らが定義する特定の「公益」の増進を目指し、異議申し立て、政治エリートの監視、啓発活動、公論喚起などの手段を通じて、政治機構の外側から政策過程に影響を与えようとする組織化された市民団体で活動する運動家・活動家を指す(坂本2010,p.156)。

<sup>25</sup> 一般市民については、「都道府県別人口10万人当たりの公害苦情件数」(公害等調整委員会)と「全国県民意識調査1996」(NHK放送文化研究所1997)の政治的関与の数値を利用し、市民エリートについては、消費者団体数と環境NGOを足した数値を用いている(坂本2010,p.140)。

活動にこそ注目すべきであると結論付けるのである（坂本2010, p.222）。

なお、坂本のソーシャル・キャピタル論は、そのマイナス面も明らかにしている。まず、ソーシャル・キャピタルは負の側面を持ち、集団内部の同調圧力をより強化し、少数意見や異端を排除し、規範を悪い方向へ平準化してしまうと言う（坂本2010, p.133）。この点について、日本では、伝統的同調と現代同調が折り重なった極端な同調意識があり、権力への同調や要求をする住民運動は多いが、権力への抵抗や異議申し立てをするような住民運動は少なかったと説明する。そして、現代の日本人の多くが投票以外の政治参加を拒否し、「できれば関わりたくない」という意識を強く持っているとする。これらの背景によって、日本ではソーシャル・キャピタルが強くても、シビック・パワーの出現に逆機能的に作用する可能性がある」と坂本は指摘する（坂本2010, pp.134-135）。ちなみに、本章第3節で紹介した小林も、現代の日本国民が政治や社会に対して能動的に関与しようとしないう傾向があることを指摘していた。

\* \* \*

以上、本章では、リベラル・デモクラシーの限界を補うラディカル・デモクラシーの有効性を確認した。そして、ラディカル・デモクラシーを機能させるためには丸山の言う横のグループが重要だが、現代の政治経済体制によって「個人化」された市民は、横のグループを形成していくことが難しくなっていることを確認した。本節での分析結果を踏まえ、ソーシャル・キャピタル論とシビック・パワー論の知見を取り入れるならば、横のグループをつくるためには、「個人化」された市民に、水平的ネットワーク、一般的信頼や互酬性の規範を普及させていく必要がある。そのためには、パットナムの分析に従うならば、模倣や市民教育などの社会化、制裁によって普及させることが求められる（パットナム2001, p.213）。加えて、日本においては、ソーシャル・キャピタルの負の側面である同調性が政治的社会的行動を阻む可能性があることから、「協調する市民」や「協働する市民」に加えて、政治権力に対する適切な支持・批判・要求・監視の機能を持つ「活動する市民」を育てる必要がある。坂本はシビック・パワーが市民エリートによって担われるとともに、一般市民との

間に政治的平等性や同質性をいかに担保するかが今後の課題になるとも述べている（坂本2010,p.224）。

以上三つの課題，すなわちソーシャル・キャピタルの強化，その負の側面を抑える「活動する市民」の育成，さらに市民間格差の抑制という課題にどう答えれば良いだろうか。その一つの答えは，「政治教育」にあると筆者は考える。つまり，誰もが市民エリートになりうるよう知識や技能を習得させることで，「活動する市民」へアクセスする機会を担保するのだ。ラディカル・デモクラシーの起源である古代ギリシャの民主政は，統治の専門家をつくらず，常に統治する側とされる側，治者と被治者が交代することを前提とするアマチュアリズム<sup>26</sup>の徹底という点を特徴としていた。こういった開かれた「活動する市民」を想定することは，千葉の主張するラディカル・デモクラシーにおける「心の習慣」，すなわち，参加や自治，権力のアカウントビリティについての一般市民の鋭敏な感覚を研ぎ澄ますことにもつながるだろう（千葉1995,p.147）。

## おわりに

第1章では，二項対立的な権力論によるアプローチの限界を意識しながらも，包括的な政治現象を捉えるため，現代権力論によるアプローチを試みた。現代の資本主義社会においては，社会集団の台頭により，価値配分の政治的アリーナは周辺化し，企業組織の肥大化が進んでいる。その結果，とりわけ企業というアリーナにおいて，被治者としての労働者が価値配分の意思決定から遠のく周辺化を見て取ることができた。この状況に鑑みれば，現代の労働者＝市民は二重の意味で価値配分から遠ざけられているとも言える。また同章では，フー

---

<sup>26</sup> 民主主義におけるアマチュアリズムに関して，アリストテレスの『政治学』における市民の定義はそれをよく説明している。それによれば，市民とは，無条件に裁判と統治職に関与すること以外に規定しえないとされる（アリストテレス2002, pp.261-260）。註釈を入れているアーネスト・バーカーはそれら市民の参加を「動態的大衆」と言い換える（アリストテレス2002,p.228）。つまり，単に身分として市民であることは市民になったことを意味せず，政治に関わることで市民になるのだ。そして，歴史学者の橋場弦によれば，政治・軍事・行政の専門分化と集権化は古代アテネの民主政にとってアマチュアリズムの原則に反するものであったとされる（橋場2016, pp.244-245）。

コーの「権力の生産的作用」という概念を用い、労働者が企業や国家の権力にとって都合の良い人間へと改造されていくことも指摘した。とりわけ、現代日本の企業では、戦後の企業中心社会や企業主義統合、1990年代からの新自由主義的改革、労働者保護法制の後退によって企業内権力が益々強くなっていることが明らかになった。

第2章では、この権力の強化と「労働者の周辺化」に対して、丸山政治学やその他の論者の民主主義論を用いて対抗策を考察した。その結果、丸山政治学の権力論と民主主義論を背景に、リベラル・デモクラシーによる議会制民主主義の限界に留まらず、日常の実践が強調されるラディカル・デモクラシーの重要性が確認された。その具体的な方法として、労働組合などの自主的組織・横のグループの結成を推奨する丸山の指摘も確認できた。その上で民主主義の主体である個人のあり方を、丸山の「個人析出」(1968)を現代的視点で再検討し、「個人化」された市民は、現代の政治経済体制に容易にコントロールされる存在となっている点を明らかにした。以上を踏まえつつ、「個人化」された市民をラディカル・デモクラシーへと誘う方法として、パットナムが提唱するソーシャル・キャピタルを普及させていくことが有効であり、さらに坂本の主張する「活動する市民」の存在が必要であると論じた。

以上のように、本論文は丸山政治学を手掛かりにして、様々な論者たちの知見を組み合わせながら、現代の民主主義の問題を考察したものである。

最後に、丸山政治学への参照を基軸とした本論文の意義と限界について、手短かに総括しておきたい。まず意義については、過去の政治学と見做されてきた丸山政治学の復権を通じて、現代日本の政治経済体制を解説した点である。本論文で取り上げた丸山の文献は1940年代から1960年代にかけての著作であるが、第1章から第2章にわたって取り上げた、「政治的アリーナの周辺化」、「労働者の周辺化」、ラディカル・デモクラシーの重要性、「存在不安」に苛まれる「個人化」された市民、開かれた「活動する市民」などのキーワードをもとに、その後の社会科学の知見を用いながら、丸山政治学の豊富化を行った意義は一定あったと言えるだろう。

その一方、本論文では経済学や社会学からのアプローチにも踏み込んで、企

業内権力という視角を用いて企業における統治者（経営者や管理職）と被治者（労働者）の関係を検討したが、企業組織の中で企業内権力がどのように位置付けられ、その権力がどのような形で発動されるのかという点についての検討が不十分であり、現代の企業組織論の知見を用いて一層掘り下げる必要がある。加えて、「労働者の周辺化」現象があらゆる企業や組織で普遍化される概念になるのか、現代の横のグループとは何を指すのか、現代の政治経済体制をどのように市民のコントロール下に置くのかといった大きな疑問は依然として解決されていない。本論文を問題提起の糸口として、いずれも今後の研究課題としたい。さらに、開かれた「活動する市民」を育てる政治教育の可能性と問題点の検討<sup>27</sup>については、紙幅の都合上、別稿に譲ることにしたい。

## 参考文献

- 雨田英一（2017）「戦後日本における民主化と教養・文化・教育をめぐる論議－丸山眞男を中心として－」, 東京女子大学丸山眞男記念比較思想研究センター編『20世紀日本における知識人と教養－丸山眞男文庫デジタルアーカイブの構築と活用－』, pp.27-40.
- アリストテレス（荒木勝訳）（2002）「アリストテレス『政治学』第三卷（翻訳）」, 『岡山大学法学会雑誌』, 第51巻第1号, pp.262-201.
- アレント, ハンナ（志水速雄訳）（1994）『人間の条件』, 筑摩書房。
- イーストン, デヴィッド（山川雄巳訳）（1976）『政治体系』, ペリかん社。
- 伊東祐史（2016）『丸山眞男の敗北』, 講談社。
- ウェーバー, マックス（阿部行蔵ほか訳）（1965）『世界の大思想23 ウェーバー政治・社会論集』, 河出書房新社。
- 植村邦彦（2010）『市民社会とは何か 基本概念の系譜』, 平凡社。
- ウォリン, シェルドン・S（千葉眞他訳）（2006）『アメリカ憲法の呪縛』, みすず書房。
- 大嶽秀夫（1979）『現代日本の政治権力経済権力』, 三一書房。
- 大嶽秀夫（2005）「『レヴァイアサン』世代による比較政治学」, 『日本比較政治学会年報』, 第7巻, pp.3-25。
- 岡田知弘・岩佐和幸編（2016）『入門 現代日本の経済政策』, 法律文化社。

<sup>27</sup> 政治教育の検討に関しては、第69回全国社会科教育学会・第37回鳴門社会科教育学会合同研究大会（2020年10月24日～12月25日）の第27分科会において研究発表を行っている（<http://jerass69naruto.jp/common/pdf/abstract.pdf>, 2021年1月18日参照）。

- 小熊英二 (2012) 『社会を変えるには』, 講談社。
- 荻部直 (2006) 『丸山眞男－リベラリストの肖像』, 岩波書店。
- 川崎修 (2014) 『ハンナ・アレント』, 講談社。
- ギデンズ, アンソニー (佐和隆光訳) (1999) 『第三の道－効率と公正の新たな同盟』, 日本経済新聞社。
- 木下ちがや (2014) 「非政治領域の政治学 丸山眞男の結社・集団論の現在」, 『現代思想』, 第42巻第11号, pp.138-150。
- 京極純一 (1968) 『政治意識の分析』, 東京大学出版会。
- キング, G 他 (真淵勝監訳) (2004) 『社会科学のリサーチ・デザイン 定性的研究における科学的推論』, 勁草書房。
- 久米郁男他 (2011) 『政治学〔補訂版〕』, 有斐閣。
- 久米郁男 (2013) 『原因を推論する 政治分析方法論のすゝめ』, 有斐閣。
- 高知新聞, 2017.8.15朝刊, p.3 「社説 平和の「芯」を守り抜く」。
- 古賀敬太編著 (2004) 『政治概念の歴史的展開 第1巻』, 見洋書房。
- 後藤道夫 (2001) 『収縮する日本型＜大衆社会＞ 経済グローバリズムと国民の分裂』, 旬報社。
- 小林利行 (2005) 「政治・社会への関与に表れる「受動性」－「シティズンシップ」に関する調査から－」, NHK放送文化研究所 世論調査部,  
([http://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2005\\_04/050403.pdf](http://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2005_04/050403.pdf), 2021年1月18日参照)。
- 坂本治也 (2010) 『ソーシャル・キャピタルと活動する市民 新時代日本の市民政治』, 有斐閣。
- サッセン, サスキア (伊藤茂訳) (2017) 『グローバル資本主義と〈放逐〉の論理－不可視化されゆく人々と空間』, 明石書店。
- 澤井敦 (2011) 「原子化・私化・個人化－社会不安をめぐる三つの概念－」, 慶應義塾大学法学研究会 『法学研究』, 第84巻第2号, pp.221-278。
- 清水靖久 (2010) 「政治学と教養」, 同志社大学人文科学研究所 『社会科学』, 第40巻第3号, pp.1-21。
- 首相官邸「歴代内閣」, (<https://www.kantei.go.jp/jp/rekidainaikaku/index.html>, 2021年1月18日参照)。
- 杉田敦 (1998) 『権力の系譜学－フーコー以後の政治理論に向けて』, 岩波書店。
- Dahl, Robert A. (1957), "The Concept of Power", *Behavioral Science*, vol.2, No.3 (1957: July) pp.201-215.
- ダール, ロバート・A (中村孝文訳) (2001) 『デモクラシーとは何か』, 岩波書店。
- ダール, ロバート・A (高島通敏訳) (2012) 『現代政治分析』, 岩波書店。
- 竹内洋 (2005) 『丸山眞男の時代 大学・知識人・ジャーナリズム』, 中央公論新社。
- 田中愛治編 (2018) 『熟議の効用, 熟慮の効果 政治哲学を実証する』, 勁草書房。
- ダン, ジョン (吉田朋正訳) (1996) 「政治理論の歴史」, 『思想』, 2017年第5号 (第1117号),

- pp.76-108。
- 千葉眞 (1995) 『ラディカル・デモクラシーの地平－自由・差異・共通善－』, 新評論。
- 暉峻淑子 (2017) 『対話する社会へ』, 岩波書店。
- 中谷猛・足立幸男 (1994) 『概説 西洋政治思想史』, ミネルヴァ書房。
- 西田毅編著 (2009) 『概説 日本政治思想史』, ミネルヴァ書房。
- 日本経済新聞, 2015.7.21朝刊, p.1「東芝, 組織的に利益操作 不適切会計で第三者委報告」。
- 日本経済新聞, 2015.9.21朝刊, p.2「安保法「説明不十分」78% 本社世論調査」。
- 日本経済新聞, 2017.4.25朝刊, p.39「電通, きょうにも書類送検 違法残業の疑い 3支社幹部も」。
- ハーヴェイ, デヴィッド (森田成也・中村好孝訳) (2011) 『〈資本論〉入門』, 作品社。
- 橋場弦 (2016) 『民主主義の源流 古代アテネの実験』, 講談社。
- パットナム, ロバート・D (河田潤一訳) (2001) 『哲学する民主主義－伝統と改革の市民的構造』, NTT 出版。
- フォーコー, ミシェル (渡辺守章訳) (1986) 『性の歴史 I 知への意志』, 新潮社。
- ブラウン, ウェンデイ (中井亜佐子訳) (2017) 『いかにして民主主義は失われていくのか 新自由主義の見えざる攻撃』, みすず書房。
- ポーコック, J・G・A (犬塚元監訳) (2013) 『鳥々の発見 「新しいブリテン史」と政治思想』, 名古屋大学出版会。
- 丸山眞男 ([1949] 1995) 「政治学入門 (第1版)」, 『丸山眞男集 第四巻』, 岩波書店, pp.229-255。
- 丸山眞男 ([1952] 1995) 「政治の世界」, 『丸山眞男集 第五巻』, 岩波書店, pp.125-191。
- 丸山眞男 ([1953] 1995) 「現代文明と政治の動向」, 『丸山眞男集 第六巻』, 岩波書店, pp.15-62。
- 丸山眞男 ([1956] 1995) 「政治学」, 『丸山眞男集 第六巻』, 岩波書店, pp.167-203。
- 丸山眞男 ([1959] 1996) 「民主主義の歴史的背景」, 『丸山眞男集 第八巻』, 岩波書店, pp.87-95。
- 丸山眞男 ([1960] 1996) 「現代における態度決定」, 『丸山眞男集 第八巻』, 岩波書店, pp.301-317。
- 丸山眞男 ([1968] 1996) 「個人析出のさまざまなパターン－近代日本をケースとして－」, 『丸山眞男集 第九巻』, 岩波書店, pp.377-424。
- 丸山眞男 (1995) 『丸山眞男集 第六巻』, 岩波書店。
- 丸山眞男 (1996) 『丸山眞男集 第九巻』, 岩波書店。
- 丸山眞男 (1997) 『丸山眞男集 別巻』, 岩波書店。
- 丸山眞男 (2005) 『自由について－七つの問答－』, 編集グループ〈SURE〉。
- 丸山眞男 (2006) 『[新装版] 現代政治の思想と行動』, 未來社。
- 丸山眞男 (2014) 『政治の世界 他十篇』 松本礼二編注, 岩波書店。
- 森岡孝二 (2013) 『過労死は何を告発しているか－現代日本の企業と労働』, 岩波書店。
- 森岡孝二 (2015) 『雇用身分社会』, 岩波書店。

山口定（2004）『市民社会論－歴史的遺産と新展開』，有斐閣。

山下祐介（2012）「限界集落の真実－過疎の村は消えるか？」，筑摩書房。

渡部純（2010）『現代日本政治研究と丸山眞男 制度化する政治学の未来のために』，勁草書房。

## Abstract

**Democracy as a Counter to Power and Marginalization:  
Rethinking the Works of Masao Maruyama**

Yoshihiko Kumon

This paper focuses on companies operating within the political and economic context of modern Japan, conceived as a social group, and confirms the phenomenon of the “marginalization of the workers (the governed)” in relation to issues arising in modern democracy, using the concept of power within companies. Measures are then suggested for countering this marginalization phenomenon, using democracy theory per the work of Maruyama as well as other theorists. Concretely speaking, there is a trend toward considering civic power theory and social capital theory as being at the core of democracy, from a radical democracy viewpoint. Furthermore, emphasis is placed on the necessity of an active citizenry that anyone can join, for the purpose of making radical democracy functional.

In Chapter 1, the presence of the marginalized governed, as seen from a power theory approach, is brought to the forefront. The chapter notes that, under capitalism, the phenomenon of “marginalization in the political arena” has invaded the domain of democratic politics and that the “productive operation of power” marginalizes workers. Concretely speaking, it is clarified that Japanese workers were marginalized by the neo-liberal reforms of the 1990s, through a post-war society both based on and featuring the company centered society. Chapter 2 references Maruyama’s democracy theory as well as the work of other theorists. Here, attention is focused on how the radical democracy theory of Shin Chiba et al. reinforces the limits of liberal democracy. The phenomena of the “individualization” and “ontological insecurity” of citizens, who sit at the core of democracy, are then clarified. Finally, the necessity of the formation of an “active citizenry” core, composed of an individualized citizenry, is identified.